

IFRS に関する欧州調査出張(フランス・ドイツ・EFRAG)  
調査報告書

## 目次

<b>I. EU、フランス、ドイツの会計基準・開示制度</b> .....	<b>1</b>
1. 財務諸表作成基準 .....	1
2. IFRS の適用対象企業 .....	4
3. 単体財務諸表の役割 .....	7
<b>II. 国際会計基準(IFRS)への対応</b> .....	<b>12</b>
1. IFRS を導入した理由 .....	12
2. IFRS の導入手法 .....	13
3. IFRS 導入のコスト・ベネフィット .....	17
4. 原則主義への対応 .....	20
5. 会社法への影響 .....	28
6. 税法への影響 .....	28
7. 規制環境・契約環境への影響 .....	30
8. 企業等への影響 .....	31
9. 日米の今後の対応について .....	32
<b>III. 経済活動と会計のあり方</b> .....	<b>33</b>
1. IFRS とゴーイングコンサーン経営 .....	33
2. 資産負債アプローチ、当期純利益、リサイクリング等 .....	34

3. 公正価値会計 .....	36
4. その他 .....	40
<b>IV. 会計基準設定主体等のあり方 .....</b>	<b>43</b>
1. 会計基準設定主体のガバナンス .....	43
2. 会計基準設定主体等の役割 .....	45
3. その他 .....	47

## I. EU、フランス、ドイツの会計基準・開示制度

### 1. 財務諸表作成基準

規制市場に上場する上場企業に関しては、連結財務諸表は、EU 規制に従う資本市場法に基づき、作成・開示される。また、単体財務諸表は、各国法制に委ねられているところ、独・仏とも資本市場法・会社法に基づき両法で共通の財務諸表が作成・開示される。

#### i. EU<sup>1</sup>

	連結財務諸表	単体財務諸表
規制市場上場企業	IFRS	各国に委ねる
非規制市場で取引される企業及び非上場企業	各国に委ねる	各国に委ねる

#### ii. 仏<sup>2</sup>

	連結財務諸表	単体財務諸表(*)
規制市場上場企業	IFRS	PCG <sup>3</sup>
非規制市場で取引される企業及び非上場企業	99-02 <sup>4</sup> or IFRS	PCG

(\*) 法令上特段の定めは無いが、一部の企業は PCG の単体財務諸表に加えて自主的に IFRS に基づく単体財務諸表を追加開示している (AMF)。

#### iii. 独<sup>5</sup>

	連結財務諸表	単体財務諸表(*)
規制市場上場企業	IFRS	HGB <sup>6</sup>
非規制市場で取引される企業及び非上場企業	HGB or IFRS	HGB

(\*) HGB 上、HGB の単体財務諸表に加えて IFRS に基づく単体財務諸表を追加開示することが、認められている。

<sup>1</sup> Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards

<sup>2</sup> Implementation of the IAS Regulation (1606/2002) in the EU and EEA EC 2010 年 7 月

<sup>3</sup> Plan Comptable General (PCG: フランス個別会計基準) は、仏国家会計基準庁 (ANC) が作成する。

<sup>4</sup> フランス会計規制委員会規則第 99-02 号 (99-02: フランス連結会計基準)

<sup>5</sup> Implementation of the IAS Regulation (1606/2002) in the EU and EEA EC 2010 年 7 月

<sup>6</sup> Handelsgesetzbuch (HGB: ドイツ商法典) の改正草案は、ドイツ司法省が作成する。

## i. EU

### 規制市場上場企業の連結財務諸表

(全規制市場上場企業に統一的に IFRS を強制適用した理由に関しては、)市場内における異なる財務報告の共存は混乱を招き、コストがかかるとともに、有効な監督・執行をさらに難しくする。さらに、投資家に比較可能な情報が提供されず、クロスボーダー取引を妨げ、市場を断片化させ欧州証券市場にとって深刻な競争上のデメリットとなる(II 1. で詳述)。<sup>7</sup>

### 上記以外の企業の連結財務諸表

株式公開を目指す非上場企業も IFRS<sup>8</sup>により財務諸表を作成したいと考える可能性があるため、各国ごとに IFRS の採用も可能となっている。なお、業種内の比較可能性を高めるとともに効果的かつ効率的な監督を達成するため、各国が非上場の金融機関や保険会社への IFRS の適用を望むことも念頭に置いている。<sup>9</sup>

### 単体財務諸表

各国の規制及び税制が適用となる単体財務諸表に IFRS を適用することは適切・有効でもないかもしれないが、単体財務諸表における IFRS の適用を認めることは連結財務諸表の作成を容易とする可能性もあるため、仮に可能であれば各国毎に単体財務諸表への IFRS の任意又は強制適用が可能となっている。<sup>10</sup>

## ii. 仏

### 規制市場上場企業の連結財務諸表

2005 年以後、IFRS を強制適用。(ドイツと異なり)2004 年以前において IFRS や米国会計基準の任意適用は認められていなかった。

### 上記以外の企業の連結財務諸表

金融市場庁(AMF)によれば、同業他社との比較可能性をとる選択肢を与えるため、また、株式公開を目指す非上場企業のため、非上場企業の連結財務諸表にも IFRS の任意適用が認められている。

<sup>7</sup> EU Financial Reporting Strategy : The way forward Commission of the European Communities June 2000 Paragraph 11

<sup>8</sup> 原文では IAS と記載されているが、便宜上以下 IFRS に統一

<sup>9</sup> EU Financial Reporting Strategy: the way forward, Commission of the European communities, 2000 June 13, Paragraph 16

<sup>10</sup> EU Financial Reporting Strategy: the way forward, Commission of the European communities, 2000 June 13, Paragraph 17

### 単体財務諸表

AMF によれば、フランスにおける単体財務諸表の目的は会社法規制(分配可能利益の計算等)及び課税所得計算の基礎を与えることである。このため、単体財務諸表に IFRS を適用することは適切なことだとは考えられず、フランス会計基準(PCG)で作成されることとされた。(I 3.で詳述)

### iii. 独

#### 規制市場上場企業の連結財務諸表

1998年～2004年は、資本調達容易化法(KapAEG)により IFRS を任意適用。2005年以後 IFRS を強制適用。米国会計基準の適用は2007年まで許容されていた。

- 資本調達容易化法(KapAEG)は2004年までの時限立法として制定された。1998年当時、ドイツ政府には2004年までの6年間で国際的に透明性の低い会計基準だと考えられていたドイツ会計基準を国際基準にしていく希望があったが、IFRS がグローバルスタンダードとなる可能性が高まったためドイツ基準の改革は断念し、最終的には(ドイツを含む欧州全体で)IFRS が適用されることとなった(CRUF メンバー)。

#### 上記以外の企業の連結財務諸表

非上場企業にも多様な選択肢を与えるため、連結財務諸表に IFRS の任意適用が認められる。<sup>11</sup>

- ドイツにおける連結への IFRS 適用は、ドイツ企業が国際的な金融市場で競争できるようにするとの目的に適ったものであった。事業を国際的に展開していない企業であっても、(社債の発行など)金融市場を利用する企業にとっては海外からの資金調達は重要であり、IFRS を使っている他の上場企業と同じレベルの機会を与えるのが適当であった。(ドイツ司法省)。

### 単体財務諸表

IFRS によって単体財務諸表を作成することは分配可能利益の算定基礎、課税所得算定基礎として適切ではないと考えられたため、単体財務諸表は引き続き HGB により作成されることとされた。なお、投資家等に対する情報提供を目的として IFRS に基づく単体財務諸表を任意で作成することも認められたが、この場合であっても HGB に基づく単体財務諸表の作成は強制される(I 3.で詳述)。<sup>12</sup>

- 単体財務諸表に対する IFRS の適用に関しては、企業、経済団体、アナ

<sup>11</sup> BilReG 結論の背景

<sup>12</sup> BilReG 結論の背景

リスト、監査人等の関係者間で大議論が行われた結果、国際的な金融市場においては連結財務諸表のみが注目され、また、単体財務諸表は投資家に情報を提供する以上の役割を果たすべきであるため、単体財務諸表の報告目的には IFRS は適さないという意見で一致し、単体財務諸表には HGB が強制されることとされた(ドイツ司法省)。

## 2. IFRS の適用対象企業

欧州では、市場統合との関連で統一ルールが適用される「規制市場」と各国がその判断により設計可能な「非規制市場」の枠組みが存在している。規制市場に上場する全ての企業は IFRS の適用が強制されているが、非規制市場で取引される企業が適用する会計基準は取引所の判断に委ねられている。

### i. 仏

#### フランスの株式市場の概要<sup>13</sup>

分類	規制市場	非規制市場	
市場の名称	Euronext Paris	Alternext	Marché Libre
会社数 (うち、内国会社数)	593 社 (533 社)	169 社 (158 社)	240 社 (206 社)
時価総額 (1社単純平均)	120.65 兆円 (2,035 億円)	0.58 兆円 (34 億円)	0.65 兆円 (27 億円)
企業規模	大企業・中堅企業 (CAC40 銘柄含む)	中小・新興企業	小規模企業 (上場廃止銘柄含む)
適用される 会計基準(連結)	IFRS	IFRS 又は自国の GAAP	—

#### ① Alternext

- Alternext は非規制市場であるため、企業は任意でフランス会計基準・IFRS から会計基準を選択し連結財務諸表を作成する。この市場に上場する企業のうち 100 社弱が IFRS に準拠して連結財務諸表を作成している。その主な理由は、いずれ Euronext Paris に上場する場合にスムーズに移行できるようにするため、

<sup>13</sup> 2011 年 11 月 10 日企業会計審議会資料より

また、同業他社との比較可能性を高めるためである(AMF)。

- Alternextに上場する企業は、IFRSを採用することでシステム対応等のコストもかかる一方、IFRS 準拠の財務諸表を作成することが同業他社のスタンダードになっており、信用力を生み出すと考えているようである(Euronext)。
- IFRS を採用せず、フランス会計基準で財務諸表を作成しているその他の企業は、コスト効率を考えてそのようにしている(AMF)。

② Marché Libre

- Marché Libre はハイリスクで透明性の低いマーケットであると投資家に理解されている。近年新たな上場はほとんど無い(AMF)。
- プロ又は適格投資家のためのハイリスク・ハイリターン市場である。(Euronext)。

ii. 独

ドイツの株式市場(フランクフルト証券取引所)の概要<sup>14</sup>

分類	規制市場		非規制市場	
	Prime Standard	General Standard	Entry Standard	First Quotation
市場の名称	Prime Standard	General Standard	Entry Standard	First Quotation
会社数 (内、内国会社数)	365 社 (336 社)	274 社 (251 社)	129 社 (116 社)	548 社 (164 社)
時価総額 (1社単純平均)	62.13 兆円 (1,702 億円)	24.19 兆円 (883 億円)	0.11 兆円 (8.8 億円)	N.A.
企業規模	大企業 (DAX30 銘柄 柄含む)	中堅企業	中小・新興企業	中小・新興企業
適用される 会計基準(連結)	IFRS	IFRS	IFRS 又は自国の GAAP	—

(注)非規制市場には、上記の他に、Second Quotation がある。その企業数は9,573社(内、内国会社数189社)となっている(2011年11月7日現在)。この市場は、海外主要市場を始め、既に他の取引所で取引されている企業について、証券会社など取引所参加者の責任で取引が開始され、発行会社は情報開示義務を直接負わないため、上表には含めていない。

<sup>14</sup> 2011年11月10日企業会計審議会資料より。ドイツにおいてはフランクフルト証券取引所が主たる株式市場である。

### ① フランクフルト証券取引所の概要

フランクフルト証券取引所は2003年1月1日付けで市場の再編を行い、①国際的な投資家にとっても魅力的でありたいと考える企業のニーズを満たせるよう、国際的に認められた透明性の高い基準に準拠すること等を求める Prime Standard と、②国内投資家から資金調達して上場を目指す企業を対象とした General Standard に分けられた。

- ドイツ企業は輸出が非常に盛んであり、非常に積極的に海外とビジネスを行っている。その視点から言うと、国際的に、できるだけ多くの国に受け入れられている会計基準を使うことが望ましい。なお、どの市場に上場するかによってどれだけの資本を調達できるのか、その閾値が決まってくる。例えば、何千万ユーロ、何億ユーロの資本を調達するという段階になると、規制市場に上場する以外ない。特に、投資ファンド(特に海外の投資ファンド)の中には規制市場に上場している銘柄でなければ投資できないという内部規定を持つ場合もある。また、投資家の投資判断はベンチマークをベースに行われるが、いろいろな国・地域に投資する場合(比較可能な会計基準に基づく)比較可能な数字なしにはベンチマーキングができない。企業は自己の判断で Prime か General かを選ぶが、規制市場に上場するコストに見合うベネフィットがあるか企業が判断をしなければならない(BaFin)。
- (中小規模の上場企業にIFRSを強制することに関し)ドイツの大手企業のみならず、中小企業も海外の投資家から人気、レピュテーションが非常に高い。但し、企業には非規制市場に上場し、IFRSを適用しないというオプションも与えられている。なお、IFRSを使わなければ海外の投資家が全く投資をしなくなるとは言わないが、それなりのリスクプレミアムは求められる(BaFin)。

### ② Prime Standard

Prime Standard に上場する企業には、General Standard で要求される要件の他に、追加の要件が要求される。主なものは以下のとおりである。

—ドイツ語と英語による開示(ドイツ国外企業は英語のみで可)

—四半期報告

—毎年一回以上アナリスト説明会を実施<sup>15</sup>

- Prime Standard の開示要件はフランクフルト証券取引所で最も厳しく、多くの著名な企業がこの市場に上場している。開示要件は法律で規定されているわけではなく、証券取引所によるものである(BaFin)。

### ③ General Standard

---

<sup>15</sup> General Standard and Prime Standard Access to European Capital Markets, XETRA Deutsche Borse group, February 2009, P7

- General Standard は、欧州規制市場で要求する最低限の開示規制に compliance しようという企業を主な対象とする市場である。上場企業の平均規模は、Prime Standard に比べて小さい(BaFin)。

#### ④ Entry Standard

- Entry Standard は新興企業がスピーディに資金調達するための市場であり、将来規制市場への上場を狙う企業に向いている。Entry Standard にはドイツ会計基準を使う企業と IFRS を使う企業が混在している(CRUF メンバー)。
- Entry Standard は主に中小企業を対象とした市場である。Entry Standard に上場する際には、EU の目論見書指令に対応したレベルの目論見書を出さなければならない(BaFin)。
- ほとんどの投資家及びアナリストは、規制市場である Prime Standard 及び General Standard への投資にフォーカスしている。非規制市場に投資するのは、ハイリスクを取れるプライベート・エクイティ・ファンドやヘッジ・ファンドなどが主である(CRUF メンバー)。

#### ⑤ First Quotation Board と Second Quotation Board

- First Quotation Board: 上位市場(Prime Standard、General Standard、Entry Standard)の上場基準を満たしていない企業のための市場であり、オープン・マーケットと言われる(CRUF メンバー)。
- Second Quotation Board: 日々の取引高は非常に低く、登録企業数は急速に減少傾向にある。小規模なドイツ国外企業が多く、透明性は低く投機市場のようになっている(CRUF メンバー)。

### 3. 単体財務諸表の役割

#### (1) 単体財務諸表の役割

##### ① 会社法における単体財務諸表の役割

###### i. 仏

フランスでは会社法により単体財務諸表の開示が求められている。<sup>16</sup>その主たる目的は、分配可能利益の算定、課税所得算定基礎の算定である。

- 単体財務諸表の役割は、多くの重要な会社法規制(分配可能利益の算定)及び課税所得計算の基礎を与える点にある。(EY フランス、AMF、ANC)。
- 単体財務諸表の利用者は株主に限られず、債権者、取引先、規制当局、監督当局、課税当局、法律家、裁判所、社員も含めた全ての利害関係者である。フランスでは社員を解雇する場合の条件等についても労働法に細かい規定があ

<sup>16</sup> Code de Commerce (Article L232-23)

るため、従業員の委員会に採用された会計士が財務諸表の内容をチェックするという場合にも使われている。また、仕入先も企業の財務諸表に関心を持つ場合がある。例えば仕入先が新たな顧客とのビジネスを始める際に、新たな顧客の与信能力、支払能力を単体財務諸表で確認する(ANC)。

## ii. 独

ドイツでは会社法により単体財務諸表の開示が求められている。<sup>17</sup>その主たる目的は、分配可能利益の算定、課税所得算定基礎の算定である。

- 単体財務諸表の主たる目的はドイツ商法典の目的である分配可能利益の算定(株式法第58条)・資本維持である。また、副次的な目的は課税所得計算基礎を提供(所得税法第5条第1項)する点にある(ドイツ司法省、KPMGドイツ、BaFin)。
- ドイツ会計基準が想定する利用者は幅広く、投資家のみならず、株主、債権者、従業員、課税当局等も含まれる。単体財務諸表は特に債権者にとっても重要であり、誰もが登記所で見ることができる(ドイツ司法省)。

## ② 資本市場法における単体財務諸表の役割

### i. 仏

フランスでは資本市場法においても単体財務諸表の開示が求められているが、会社法での単体開示と同一のものである。<sup>18</sup>資本市場法における主たる目的は投資家に分配可能利益の水準を示す点にあると考えられている。また、企業が経営難に陥った場合等に単体財務諸表は有用な情報を提供するという意見が聞かれた。

- 資本市場法において単体財務諸表の開示が要請される理由は、投資家に対して分配可能利益の計算基礎を提示するためである(AMF、ANC)。
- IFRS で作成された連結財務諸表が企業の経済的実態を示すため、平時においてはフランス会計基準によって作成された単体財務諸表は投資家にとってそれほど意味を持たないかもしれない。しかしながら、企業が経営上問題を抱えた際には法的な壁で分けられた単体財務諸表は有用な情報を提供する(EY フランス)。

### ii. 独

ドイツでは、資本市場法によって会社法と同一の単体財務諸表の開示が求められている。<sup>19</sup>資本市場法における単体財務諸表の意義は、投資家に対して分配可能利益の水準を示すためだと考えられている。HGB に基づく単体財務諸

<sup>17</sup> HGB325

<sup>18</sup> Code monétaire et financier (L451-1-2)

<sup>19</sup> WpHG37v

表に加えて、情報提供目的でIFRSに基づく単体財務諸表を追加開示することも認められている(この場合でもHGBによる単体財務諸表の開示は必要)。

- 投資家は単体財務諸表を重視していないと理解している。単体財務諸表は投資家にとって分配可能利益情報を提供する以上の役割は担っていないのではないか。(CRUFメンバー)。
- 一部の上市企業は単体財務諸表をIFRSで作成すればHGBで作成する必要がなくなるようにすべきであると主張しているが、分配可能利益算定や税額算定に大きな影響があるため、現時点ではドイツ政府はなんら対応する考えはない模様(BaFin)。

### ③ 連結の無い上市企業の財務諸表

子会社の無い企業は連結財務諸表を作成しないが、ドイツ、フランスともに、子会社の無い規制市場上市企業はIFRSではなく自国基準で単体財務諸表を作成・開示することが強制される。子会社の無いフランス企業の中には、同業他社との比較可能性を高める等の理由から、(フランス会計基準の単体財務諸表に加えて)自主的にIFRSに基づく単体財務諸表を作成する例もあるようであるが、子会社の無いドイツ企業は基本的にドイツ基準に基づく単体財務諸表のみを作成している。

- フランスでは子会社の無い規制市場上市企業が、同業他社の財務諸表との比較可能性を高めるため、追加的にIFRSで作成された単体財務諸表を開示するケースもある(例:米国に多くの競合他社を持つバイオ企業)。なお、企業がIFRSに準拠した財務諸表を任意で追加開示する場合、フランス会計基準で作成された財務諸表のみならず、IFRSで作成された財務諸表にも監査報告書が必要となる(AMF)。
- ドイツの規制市場上市企業全体の中で、子会社を持たない上市企業はそもそも10社程度しかないと理解している。この中で、自主的にIFRSに基づく追加開示を行っている企業はほとんどないと考えられる。これは、コストを考えているためではないか(DRSC)。

## (2) 連結財務諸表(IFRS)と単体財務諸表(自国基準)の関係

### ① フランス会計基準、ドイツ会計基準とIFRSの主要な差異

#### i. 仏

フランス単体基準とIFRSの主要な差異は、税効果会計の有無、ファイナンス・リースのオンバランス処理の有無、有価証券の低価法評価、退職給付会計の負債計上(単体でオフバランスを選択した場合)である(「参考資料1)フランス会計基準、ドイツ会計基準とIFRSの主要な差異」で詳述)。

#### ii. 独

ドイツ基準と IFRS の主要な差異は、のれんの償却、金融商品の時価評価、外貨建金銭債権債務の為替換算、工事契約の収益認識基準である（「参考資料 1）フランス会計基準、ドイツ会計基準と IFRS の主要な差異」で詳述）。

## ② 自国基準の注記の特徴

フランス、ドイツともに、自国基準の財務諸表注記は IFRS が求めるものよりも内容・量ともに少ない。但し、近年ドイツでは BilMoG による HGB の改訂が行われ、注記の拡充が行われた。

### i. 仏

- IFRS により上場企業の連結財務諸表に求められる注記と PCG により単体に求められる注記は全く異なるものである。なお、単体財務諸表の注記は、子会社投資、コミットメントといったものを含む（EY フランス）。

### ii. 独

- HGB の注記は典型的には、以下の 3 点である。なお、iii に関してはむしろ IFRS と比べて HGB の注記の方が詳細である（BDI）。
  - i. 会計方針、原則
  - ii. B/S と P/L の特別項目の追加的説明
  - iii. 関連当事者に関する注記
- 注記の量は、IFRS の連結注記は少なくとも 40 ページ程度であるが、HGB 単体の注記は少なければ 2～4 ページ程度である（BDI）。
- BilMoG によるドイツ商法典の改訂によって投資家に対する情報提供が充実した。しかし、公正価値情報が不足しているため、（IFRS のような）投資家のための開示とはいえない（BDI）。

## ③ 連単で異なる会計基準を用いた場合のメリット・デメリット

### i. 仏 規制市場上場企業（連結：IFRS、単体：PCG）

基準設定主体からは、単体財務諸表の目的を達成するためには自国基準を適用すべきとの指摘が聞かれ、また、作成者側からも、連単で異なる会計基準を使うことは実務上問題ないとの指摘が聞かれた。

- 単体財務諸表にフランス会計基準を求める理由（の 1 つ）は、全ての納税者が同じベースで平等に税金計算をできるようにする必要があるためである（ANC）。
- 単体に IFRS を適用した多くの国々は税や会社法との調整から深刻な問題に直面しており、単体には IFRS を適用すべきではない（ANC）。
- 連結は IFRS、単体はフランス会計基準で決算を行っているが、実務上何の問題もない（ACTEO）。

## ii. 独 規制市場上場企業(連結:IFRS、単体:HGB)

HGB の設定を行うドイツ司法省からは単体財務諸表の目的を達成するためには自国基準を適用すべきという指摘が聞かれた。これに対して、一部の上場企業からは単体財務諸表を自国基準で作成することの意義を疑問視する意見が出ているという指摘が聞かれた。但し、司法省は当該考え方に反対しており、非上場企業もドイツ会計基準の維持を主張している。

- ドイツの連単の設定については、連結財務諸表をIFRSで作成することでドイツ企業が国際的な金融市場で競争できるようにしつつ、単体財務諸表に自国基準を適用することで会社法、税法等の目的のために自国のシステムを維持できるため、バランスのよいシステムである。中小規模の上場企業が国内でのみ事業を行っていても外国人投資家から資金調達をする際には共通の言語が必要であり、これらの企業もIFRSのような国際的に認められた会計基準で財務諸表を作成できるようにすべきである。それとともに単体には自国基準を維持することで自国の会社法の目的等を達成することができる(ドイツ司法省)。
- 連結・単体で異なる会計基準を用いるメリットは、会社法に準拠できること、分配可能利益の計算基礎となることである。これに対してデメリットは、二重に帳簿を作成しなければならないことがあること、及び、同じ取引がなぜ異なる会計処理となるのか説明しなければならないことであろう(DRSC)。
- 一部のドイツの上場企業からは、作成者にとっての Leading GAAP はIFRSであり、ドイツ会計基準は資本維持や利益分配目的ですら役に立っていない、という指摘を聞く。財務諸表とは切り離れた分配規制やソルベンシー関連規制を設ければ、HGB は単体にも不要なのではないか、と考えているようである。但し、司法省は当該考え方に反対しているし、非上場企業もドイツ会計基準維持を主張している(BDI)。
- 一部の作成者は、単体財務諸表を自国基準で作成することに対して負担であるだけでベネフィットは感じておらず、単体に対してもIFRSのみの適用を可能とすることを望んでいると理解している。但し、ドイツでは非上場企業が産業の大部分を占め、その多くは同族企業であり、彼らはIFRSによる単体財務諸表を作成させられることは望んでいない(CRUFメンバー)。
- 一部のドイツの上場企業は、単体財務諸表をIFRSで作成すればドイツ会計基準に基づく単体財務諸表作成義務をなくすべきと考えているようである。しかし、この考え方は、単体財務諸表と会社法の関係、会社法の目的を理解していないものであり、これまで政治的にも却下されてきている(ドイツ司法省)。

### (3)非上場企業に適用される会計基準

フランス、ドイツともに、非上場企業に適用される会計基準は上場企業の単体財務諸表に適用される会計基準と同一である。また、IFRS-SME を単体財務諸表に

適用することに対しては批判的なコンセンサスが形成されているという指摘が聞かれた。

i. 仏

- フランスの非上場企業が用いる会計基準は、上場企業が単体財務諸表を作成する際に用いる会計基準と同一であり、別途非上場企業向け会計基準が存在するわけではない(EY フランス)。

ii. 独

- ドイツの非上場企業が用いる会計基準は、上場企業が単体財務諸表を作成する際に用いる会計基準と同一であり、別途非上場企業向け会計基準が存在するわけではない(KPMG ドイツ)。
- ドイツを含め欧州各国でIFRS-SMEを非上場企業に適用すべきか、という議論が過去にあった。しかし、ドイツにおいては、「ドイツ会計基準をIFRS-SMEで置き換えるべきではない」という幅広いコンセンサスが形成されている(KPMG ドイツ)。

## II. 国際会計基準(IFRS)への対応

### 1. IFRSを導入した理由

EUがIFRS適用を決めた背景は、2000年6月13日にECから欧州理事会及び欧州議会に提出されたEU Financial Reporting Strategy : The way forward に以下のとおり記載されている。

2000年3月のリスボン欧州理事会において、EUの主要な目標である成長と雇用に貢献する「単一市場」の重要性が強調された。

各国固有の法制・税制に基づく財務諸表の採用は、企業の投資家や利害関係者が自国内に限定されるのであれば正当化されうるが、今日、企業の証券はより多くの国々の投資家により保有されるようになった。企業が設立された国特有の方法で作成された財務諸表を外国人投資家が解釈・解読しなければならないのであれば、それは外国人投資家の利益にかなったものではない。

既にIFRSや米国会計基準の任意適用は認められているかもしれない。しかし、異なる財務報告の枠組みが一市場内に共存することは、混乱を招き、また、コストのかかるものである。また、上場企業の財務諸表の有効な監督・執行をさらに難しくする。投資家は不可欠な情報である比較可能な情報を得られないこととなるし、クロスボーダー取引を妨げ、市場を断片化させ欧州証券市場にとって深刻な競争上のデメリットとなる。

ここで選ばれる会計基準は投資家のニーズを満たすものでなければなら

ず、国際的な財務報告の進展と整合したものでなければならない。欧州上場企業の財務報告にとって、国際的に認められた財務報告フレームワークを使用することは必要不可欠なことである。当時 EU で使用されており、国際的にも認められた会計基準・財務報告フレームワークは米国会計基準と IFRS であった。どちらの財務報告基準が望ましいか決定するのは市場における競争なのかもしれないが、仮にそれを待つのであれば、不必要に議論を先送りすることとなってしまう、その間コストの削減は行われず、透明性も高まらない。

米国基準も IFRS も投資家保護に同程度資する投資家の観点に立った財務報告システムだったが、両者の間にはさまざまな差異が存在した。評議会は、以下の理由から IFRS の方が望ましいと考えた。

- IFRS は、国際企業のニーズに沿う、包括的でかつ概念的に強固な財務報告基準である。
- EU は、米国会計基準の作成に影響を与えることはできない。
- 米国の環境に合わせて作りこまれた米国会計基準より、国際的な観点に基づいた基準という点でアドバンテージがある。
- 米国会計基準はボリュームが多く、詳細なルールと解釈を基礎とするものであり、かなりの教育と訓練が必要とされる。
- 米国における米国会計基準の効果的な適用は、SEC による強大な規則制定権と執行力に大きく由来しているものである<sup>20</sup>。

## 2. IFRS の導入手法

### (1) 欧州における上場企業(連結)への取り込み方

#### ① EU における IFRS のエンドースメントプロセス<sup>21</sup>

- EFRAG は欧州委員会(EC)のエンドースメントの判断要件(下記②参照)に照らして、公表された基準(案)に対する助言を行う。
- 会計規制委員会(ARC)は、基準(案)を EU において採用するか否かを特定多数決方式(Qualified Majority Voting)<sup>22</sup>により議決する。
- EC は欧州議会、閣僚理事会に基準(案)を付託する。

<sup>20</sup> EU Financial Reporting Strategy : The way forward Commission of the European Communities June 2000 Paragraph 1, 2, 3, 10, 11, 13, 14, 15

<sup>21</sup> International Accounting Standards and Interpretations endorsement process in the EU, European Commission

<sup>22</sup> QMV は EU で採用されている人口構成に基づき各国に配分された投票権に基づく決議方式であり、QMV による可決には次に示す 3 つ全ての条件を満たさねばならない。

全 345 票のうち 255 票(約 74 パーセント)以上が支持  
構成国の過半数が支持  
支持国全体の人口が、全 EU 人口の 62%以上

- 欧州議会、閣僚理事会は採用に賛成するか、3 ヶ月以内に拒否権を発動することが可能。

(参考)

- 欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)  
EFRAG は欧州会計士連盟(FEE)、ビジネスヨーロッパ、欧州円卓会議、欧州銀行連合会(EBF)及び欧州保険委員会(CEA)をはじめとする、ヨーロッパにおける財務報告に関心を寄せる 10 の主要な加盟組織による民間主導の民間組織として発足した。EFRAG はあくまで助言(アドバイザー)グループであり、エンドースメントするか否かの決定権限は EC にある。
- 会計規制委員会(ARC)  
ARC は IAS 適用規則(2002 年 EC 規則第 1606 号)第 6 条に基づき設置された組織で、EU 加盟各国の代表により構成され、EC が議長を務めている。

## ② IFRS のエンドースメントを行う上での判断要件

**国際会計基準は以下の要件を満たした場合に限り承認されることとされている。**

- 国際会計基準の内容は、第 4 指令、第 7 指令で求められている「真実かつ公正な概観(true and fair view)」に抵触せず、欧州の公益に資するものである。
  - 国際会計基準の内容は経済的意思決定を行う上で、また、経営者の受託責任を評価する上で財務情報が満たすべき理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性という要件を満たしている。<sup>23</sup>
- 欧州における IFRS のエンドースメントの判断要件は EU 規制(1606-2002)により定められている。これは、「真実かつ公正な概観(true and fair view)」に抵触していないか(すなわち、財務報告は、理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性という要件を満たしているか)、欧州の公益に資するものであるか、というものである。上記の EU 規制に基づく要件に照らし、EFRAG は全ての IFRS の新基準のエンドースメントに対してアドバイスを行っている。更に、この分析の過程で会計基準が欧州の公益につながらないと信じさせる理由があったか否かも EC に報告している。公益の分析の責任は EC が果たすこととなっている(EFRAG)。
  - IASB が影響度分析を行わない限り、EFRAG はデュープロセスの過程でコスト・ベネフィット分析も行う。この分析結果は EFRAG のエンドースメントに関するア

<sup>23</sup> Regulation No 1606/2002 of the European parliament and of the council of 1 July 2002 Article 3.2

ドバイとは別に EC に報告されるもので、以下のような要素を考慮する (EFRAG)。

- 作成者、利用者に初期コストは発生するか。
  - 作成者、利用者に継続コストは発生するか。
  - 作成者、利用者にベネフィットはあるか。
  - コストとベネフィットのトレードオフは適切か。
- (コメントレターの送付をはじめとする)EFRAG の IASB のデュープロセスに対する参画は財務報告の改善をもたらすためのものであるが、最終基準完成後に行われる EFRAG のエンドースメントプロセスにおいて潜在的に問題となりうる項目の特定も行っている。これにより、IASB は基準を最終化する前に問題点の検討を行うことが可能となり、EFRAG が EC の要請によるエンドースメントプロセスを開始する前に問題を解決しうることとなる。このような EFRAG の姿勢は IASB から高く評価されている (EFRAG)。

## (2) 欧州における IFRS のカーブアウト

### ① 欧州が現在 IFRS をカーブアウトしている基準

欧州が現在カーブアウトしている基準は、IAS 39 号のヘッジ会計の部分のみである。ただし、IFRS 9 号 (2009 年公表、2015 年適用開始) は未だエンドースされていない。

### ② カーブアウトを利用している企業数

上記カーブアウトのオプションは 8000 社を超える欧州の全上場企業のうち 1% にも満たない 30 社弱の企業によってのみ利用されている。その他の 99% の欧州の上場企業は、完全な IFRS を使用している。<sup>24</sup> 更に、IFRS9 号がエンドースメントされればカーブアウトが解消する可能性があるという指摘も聞かれた。

- EFRAG が独自に調査したというわけではないが、直近のデータによれば、IAS 39 号のヘッジ会計のカーブアウトオプションを使用している企業は 28 社だけであると理解している (EFRAG)。
- IFRS 9 号が完成した際には EU のカーブアウトが無くなる可能性が高い (BaFin)。
- EFRAG は、IAS 39 号に比べて IFRS 9 号は大幅に改善した基準であると考えている。ただし、EC は実際にエンドースメントすべきか否かの判断は IFRS 9 号全体がそろってから行うことを決めている。IFRS 9 号の分類・測定に対して 2 点 (①組み込みデリバティブの区分処理を認めるとともに、IFRS 9 号の原則的な考え方に従い、区分処理を原則ベースの判断によるものとする、②売買目的ではない株式の OCI からのリサイクリングを求めること) コメントしている (EFRAG)。

<sup>24</sup> Hans Hoogervorst, IFRS Foundation/AICPA conference, Boston October 5th 2011

### (3) 各国における単体への取り込み方

#### i. 仏

連単で異なる会計基準が義務付けられているが、IFRS 導入前においては「最終的には二つの連結会計基準(IFRS と 99-02)と一つの単体会計基準(PCG)を維持していくことができないことは疑いが無い。<sup>25)</sup>」という見解も示され、PCG を徐々に IFRS に近づけていく方向で改訂が行われた<sup>26)</sup>。

2005 年までにコンバージェンスのために PCG には多くの変更がなされたが、連結への IFRS の適用以降、コンバージェンスは中断されている。<sup>27)</sup>

- 上場企業の単体及び非上場企業に適用されるフランス会計基準を IFRS へコンバージェンスした項目の中に、有形固定資産のコンポーネント・アプローチがあったが、これについては情報提供のメリットに比べてコストが大きいと中小企業から多くの不満が聞かれた(ANC)。

#### ii. 独

2009 年に公示された「ドイツ会計法現代化法」(Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts : BilMoG)により、HGB の改訂が行われた (2009 年 12 月期から適用)。BilMoG は、IFRS と比較して同等ではあるがより簡素で企業にとって負担の軽い代替的な基準を提供することを目的の一つとしている。<sup>28)</sup>

当初案では IFRS で作成すれば HGB による財務諸表の作成を不要とするなど広範な HGB の改訂が提案されたが、金融危機等を経て最終的に行われた改訂の範囲は当初案に比べて限定的なものとなされた<sup>29)</sup>。

BilMoG 後も、HGB では金融商品の時価変動額を課税所得計算や分配可能利益の計算に含めることは不適切との考えから、1 年基準で流動資産と固定資産に分類し、流動資産は低価法、固定資産は償却原価評価としている。たとえ

<sup>25)</sup> Rapport d'activité 2001, the Conseil National de la Comptabilité (CNC), I. Éditorial

<sup>26)</sup> — 会計方針の変更(1999 年)・・・IAS 第 8 号  
— 長期契約(工事)(1999 年)・・・IAS 第 11 号  
— 中間財務報告(1999 年)・・・IAS 第 34 号  
— 引当金(2002 年)・・・IAS 第 37 号  
— 退職給付(2003 年)・・・IAS 第 19 号  
— 固定資産の減価償却や減損(2005 年)・・・IAS 第 16・36・38 号  
— 資産の定義等(2005 年)・・・IAS 第 2・16・23・38 号

<sup>27)</sup> 2010 Editions Francis Lefebvre – PricewaterhouseCoopers 5790-7

<sup>28)</sup> German Accounting Law Modernization Act(BilMoG) Overview of the main changes by BDI and EY

<sup>29)</sup> BilMoG により変更が行われた基準には以下のようなものが含まれた。

- 開発費を資産計上する選択肢を容認。但し、当該資産に関連する配当禁止規定(HGB 第 268 条 8 項)の適用により、社外流出は抑制。
- のれんは資産計上後一括償却するケースが多く存在していたが、資産計上後期間償却する会計処理を強制
- 自己創設された無形資産の計上選択権の付与
- 引当金の範囲の見直し

売買目的有価証券であっても評価益は計上されない(但し、銀行は別途の取扱いが定められている)。

- BilMoG の当初案には単体に対する IFRS の任意適用が盛り込まれていた。しかし、大半の関係者が反対し、すぐに撤回することとなった。IFRS は上場企業の情報提供には妥当なツールだが、小規模の自営業等を含む非上場企業には適さないし、これらの企業も適用することを全く望んでいない(ドイツ司法省)。

### 3. IFRS 導入のコスト・ベネフィット

#### (1)IFRS の導入と市場全体におけるコスト・ベネフィット

市場全体で見た場合に、トータルのベネフィットはコストを上回ったという意見が聞かれた。

- フランス経済・フランス企業は、自国市場でグローバルな資本にアクセスできるようになった(Euronext)。
- 多くの企業が米国上場を廃止したことから分かります、欧州資本市場の競争力が高まった(EFRAG)。
- IFRS 導入に伴い資本コストが低下した(BaFin)。
- IFRS を導入してから、企業の経営者が戦略面で会計により関心を持つようになった。それはフランス企業、ヨーロッパ企業のカルチャーにとって非常に重要なことでプラスの影響をもたらした。企業は投資家のことを考えて開示を行うようになり、利用者に対する財務諸表の信頼性を高めることにつながった(ACTEO)。

#### (2)IFRS 導入に伴うベネフィット

##### ①利用者にとってのベネフィット

- 投資家として、IFRS の導入が市場全体にもたらしたベネフィットは企業等が負担したコストを上回っていたと感じている。株式市場に投資する投資家はグローバルな資本市場を対象に投資を行っており、国際的な企業間の比較を可能にする単一の会計基準が必要である(CRUF メンバー)。
- IFRS の導入は比較可能性の向上をもたらし財務諸表利用者に非常に大きなベネフィットをもたらした(EFRAG)。
- 利用者は、フランス会計基準との比較においても、2005年当時のIFRSの財務報告との比較においても、今日のIFRSによる財務報告の質は改善されたと評価している。しかし経営者の主たる仮定や判断根拠の開示が不十分である等の理由により、まだ完全な比較可能性は達成されていない(AMF)。

## ② 作成者にとってのベネフィット

### ○外部報告会計と内部管理会計の統合

IFRS 導入のベネフィットとして、外部報告目的の会計と内部報告目的の会計を統合できるようになったことが広く聞かれた。

また、作成者からは IFRS の導入は、経理部門の枠を超えた企業の内部管理の改善につながった、全ての子会社を本社と同一基準で管理することにつながったという意見も聞かれた。なお、このベネフィットを享受するため、親会社の単体財務諸表も内部管理目的では IFRS で作成され、自国基準による単体財務諸表は年度末に決算修正を加えることで作成されているということであった。

- IFRS 導入前は企業は外部報告(PCG)に調整を加えて内部報告を行っていたが、経済的実態を表す IFRS 導入後は、作成者は企業の内部報告と外部報告を IFRS で一本化できるようになった(AMF)。
- IFRS は作成者にも大きなベネフィットをもたらした。IFRS 導入前は、企業は外部報告目的にはドイツ会計基準を用い、内部管理目的には別の会計を使用していた。しかし、IFRS 移行後、企業は外部報告目的と内部管理目的の会計を一本化できることとなった(CRUF メンバー)。
- ほとんどのドイツの主たる企業では、IFRS が Leading GAAP として考えられており、日々の記帳は IFRS ベースで実施され、また、内部報告(そしてもちろん連結の外部報告も)も IFRS ベースでなされている。ま内部管理目的の基準として IFRS は使いやすい(BDI)。
- IFRS 導入に伴いシステムを見直したことで、業務が以前よりやりやすく、スピードアップし、クリアになった。以前は内部報告用、税金用、単体財務諸表公表用、該当があれば米国会計基準のレポート用と様々なレポートを作成していたが、現在は、Leading GAAP のベースにまとまった(BDI)。
- 企業は日々の記帳、各子会社からのレポート、内部管理目的の報告も全て IFRS で行い、期末に IFRS から修正仕訳を入れることでドイツ商法典の財務諸表を作成している(BaFin)。
- IFRS により、リスクコントロール、企業管理の見直しといった観点からの企業管理の現代化が図られた(BDI)。
- 海外子会社からの財務報告を理解することは IFRS 導入以前は作成者にとってより複雑で、負担の重い作業であったが、IFRS 導入後は、海外子会社の業績評価、管理を共通のベースに基づき行えるようになり、マネジメントの理解、内部統制も向上することとなった。(EFRAG)。
- IFRS を導入し、本社・全子会社の会計基準を統一したことによって子会社の管理がしやすくなった。各国がローカルな基準を適用していると子会社における会計処理に多様性が出てしまうが、子会社の会計基準・レポートを標準化したことで各子会社レベルにおける判断の余地が狭まった(KPMG ドイツ)。

### ○比較可能性の向上

IFRS 導入により海外の同業他社との比較可能性が向上したことは、作成者にとってもベネフィットをもたらしたとの意見が聞かれた。

- 作成者は競争関係にある海外の同業他社と比較可能性を達成できるようになった(AMF)。
- 同業他社との比較可能性が高まった。HGB の注記の量は限定的であるが、IFRS の注記の量は豊富であるので、これも比較可能性の向上に資している(BDI)。

### ○米国基準適用会社へのベネフィット

フランスの作成者からは、2005 年時点で米国会計基準を既に適用していた企業にはIFRS 導入のメリットは無かったとの意見が聞かれた。これに対してドイツの作成者からは、米国基準に比べ IFRS に基づく財務諸表の作成の方がコストがかからないという意見が聞かれた。

- IFRS 導入のメリットは、各企業が米国会計基準を適用していたか否かにも依存する。米国に上場し、米国会計基準を適用していた仏大企業にとって、IFRS へのシフトにはメリットがなかった。他方、国際化していなかった仏企業にとって、IFRS の導入はメリットがあった(ACTEO)。
- IFRS 導入のベネフィットは EU 域内でも国により異なった。ベネフィットはスタート時点での位置(どの会計基準を使っていたか等)により異なった(EFRAG)。
- 米国市場に上場しなくても済むようになったことは大きなベネフィットである。IFRS は米国会計基準よりも適用しやすく、コストもかからない(BDI)。

### (3)IFRS 導入に伴うコスト

IFRS 導入に伴うコストとして、会計基準対応のみならず、業務の見直しを含めたシステム投資を指摘する意見が作成者から聞かれた。

- この5年から10年の間、IT、システム、内部プロセス改善のために組織の再編の実施をした企業が多かった(BDI)。
- 外部報告目的の会計と内部報告目的の会計を統合するにあたり、それに伴うシステム投資も行われているようであった(BDI)。

また、フランスの作成者からは、昨今の米国会計基準とのコンバージェンスに伴う基準の複雑化や、注記開示の量に対する懸念の声が聞かれた(III 4.参照)。

- 実務上のベネフィットは、2005 年の IFRS 導入当時と2011 年現在を区別して考えなければならない。2005 年当時は何の問題も無かったが、現在は米国基準とのコンバージェンスに起因する矢継ぎ早な基準改訂によって今後の基準のあり方には懸念をもっている。(リース基準、収益認識基準等の公開草案など)

最近議論される新基準はあまりにも複雑なものだと思っている(CTEO)。

#### 4. 原則主義への対応

##### (1) 原則主義の適用による問題の有無

欧州各国の中でイギリスは 2005 年に IFRS を導入する以前から原則主義の会計基準を用いていたが、他の国々では細則主義の会計基準を用いていた国が多かった。このため、IFRS 導入前後にはさまざまな懸念が表明されたが、以下のとおり、今後更なる改善は必要であるが、現時点では原則主義に対する否定的な意見は限定的であった。

- IFRS の原則主義の適用はフランス国内においては大変整合性がとれている。原則主義の会計基準を適用することで財務諸表がビジネスの実態を反映するよう、どのように原則を適用できるのか検討することが可能になる(CTEO)。
- 細則主義は形式主義になることがある。形式か、実質か、といったときに実質をとるのであれば原則主義となる(EY フランス)。
- 細則主義の方が実務に一貫性をもたらすという意見もあるようだが、細則主義は画一化をもたらし、経済的実態としては似て非なる取引に同じ会計処理が適用される場合があり、結果として比較可能性の低下を招く。また、細則主義の会計基準では規則が作成されない領域が生じ、多様な会計処理が行われることとなる。さらに、細則主義はより会計操作に使われやすい(EFRAG)。
- 原則主義のもとでは、基準書には一定のロジックしか記載されておらず、作成者はそれをもとに分析せざるを得ない。当該分析を通して取引の本質を理解することにつながり、財務報告の質を改善させたのみならず、管理会計及び内部統制の改善に結びついた(EFRAG)。
- 原則主義の会計基準の適用に国ごとのばらつきがあると考えられる分野もある。このため、IASB は財務報告の国際的な比較可能性を高めるという設立目的に従い、適用状況を分析し、実務の一貫性を持たせるための補完的なマテリアルを発行する必要もありうる。この点に関してはまだ改善の余地はある(EFRAG)。

但し、移行時においては円滑な導入のためのさまざまな工夫が行われたことを指摘する意見も聞かれた。

- 監査法人がそれ以前の IFRS の適用経験を活かし 2004 年から 2005 年に適用ガイダンスをすでに開発していた。また、ドイツ産業連盟(BDI)の下部組織にセクターごとの組織が会計ワーキング・グループを作りガイダンスを公表した例や、業界団体が監査法人と共同でガイダンスを出すケースもあった(KPMG ドイツ)。
- IFRS が原則のみとなっている部分について米国会計基準を参照するケースも

あった。具体的には、IFRS にはソフトウェアの収益認識や保険契約について具体的な基準が無いため、ソフトウェア会社や保険会社は米国基準を参照した(KPMGドイツ)。

なお、IFRS は原則主義といっても、さまざまなルールをも含むため、ルールベースの会計基準と変わらない面もあるという意見も聞かれた。

- IFRS を原則主義の会計基準だといってもさまざまなルールが含まれているためルールベースの会計基準と変わらない面もある(EY フランス)。
- IFRS は原則主義と言われるが、米国基準とのコンバージェンスの結果、両者の違いは程度の差になってきている。すなわち、IFRS は米国基準に比べれば、若干原則主義の傾向が強い、といったものである(KPMGドイツ)。

## (2) 各国別解釈指針

### i. IASB のスタンス

IASB の IFRS の解釈指針に対するスタンス<sup>30</sup>は以下のとおりである。

- 複数の国に関係する IFRS の解釈上の問題に対しては IFRS 解釈指針委員会(旧 IFRIC: 現 IFRS IC)が解釈指針を発行すべき。
- (各国の法その他の要請に起因する)1~2 カ国にしか関係しない問題であれば各国基準設定主体が解釈指針を出すこともありうる。

IASB のスタンスと同様に、各国別の解釈指針に対する慎重な意見が以下のとおり聞かれた。

- 特有な状況と言われるものについても中身をよく検討すれば本当の意味で特有なものではない場合が多い。また、特有の状況があつたとしても解釈指針の発行等は各国ごとに行うべきではない。各国法など固有の状況全てにガイダンスを必要とするのであれば、個別具体的な状況全てにガイダンスが必要となってしまう。むしろ、IFRS IC がすべきことは、これらの特有の問題について、なぜ原則主義の会計基準が適用されなかったのかを適切に考察し、原則が広く適用可能になるよう補完すべきである(EFRAG)。
- 欧州の中には、異なる法律環境を考慮すべき、との主張をする国があるが、国の数だけ法律はあるので、そのような考えで解釈などを作成していくと非常に小さなプラットフォームになってしまう。各国別の IFRS 化を避けるために、そういった考え方には反対である。グローバル企業が存在する限り、ローカルプレーヤーをできるだけ排除した国際基準が必要であるとする(DRSC)。

IFRS 解釈指針委員会(IFRS IC)が今後より多くの解釈指針を発行すべきか

<sup>30</sup> "Statement of Best Practice: Working Relationships between the IASB and other Accounting Standard-Setter" IASB 2006 年 4 月

否かについては、両方の指摘が聞かれた。監査人からは IFRS IC がより多くの解釈指針を公表することに対する要望が聞かれたが、フランスの作成者等からは逆に IFRS IC がこれ以上解釈指針を出すことへの懸念の声が聞かれた。

- 原則主義に対しては監査人の社内の取り組みもあるが、それで十分というわけではない。IFRS の解釈指針は十分ではなく、IFRS IC の強化が必要である。監査法人が適用上の質問に答えればいいというものではない(EY フランス)。
- IFRS IC が今以上に多くの解釈指針を出すべきだ、という意見もよく聞かれる(KPMG ドイツ)。
- ACTEO は、過度な解釈指針を開発しないことを支持している。判断は確かに一定の範囲内で行われる必要があるが、判断を用いることは維持されなければならない(ACTEO)。
- IFRS は原則主義であるから、当然ガイダンスは限定される。あまりガイダンスを増やすと、細則主義になってしまうため、ルールと原則の間のバランスが大事である(BaFin)。
- どこまで IFRS に解釈が必要かは、国際的に、そして IASB とともに今後 10 年かけて議論していく必要がある問題である(EFRAG)。

## ii. 仏

フランス会計基準設定主体(ANC)は非常に限定的ながら、以下の領域に関してガイダンスを公表している(ANC)。

- ・ 財務諸表の表示様式
- ・ IFRS 第 2 号の適用
- ・ 新フランス税の会計

これらは解釈ではなく、作成者の理解を促進するためのガイダンスとして位置づけられている。当該ガイダンスに強制力はないが、AMF 及び ANC は仮にガイダンスを用いる場合にはガイダンスの一部ではなく全体に従うことを推奨している。

- フランスのガイダンスは解釈ではなく、作成者の理解を促進するためのガイダンスである。例えば財務諸表の表示で言えば、IAS1 は緩い規定であり、段階利益の表示方法は作成者の裁量に委ねられている。一方でフランス会計基準には以前から財務諸表の表示に関するフォーマットがある。そこで作成者の理解を促進するために、フランス会計基準と同じ段階利益などの表示方法をガイダンスとして発行し、国内における比較可能性を担保しようとした。当該ガイダンスに強制力はなく、大企業の半分強がこのガイダンスを使用していないようである(規模の小さい企業の方が使用割合が高い模様)(ANC)。
- 証券規制当局である AMF は、作成者がこのガイダンスを利用するのであれば、全ての規定にしたがい、利用しないのであれば一切準拠すべきではない、というスタンスであるが、実際には企業がガイダンスの一部の規定だけを利用して

いるようなケースもあるようである(ANC)。

### iii. 独

ドイツ会計基準設定主体(DRSC)の解釈指針委員会(AIC:議長はIFRS ICメンバー)は作成者、監査人等から解釈に関する質問を受け、それらを国際的な問題とドイツ固有の問題に分類し、国際的な問題についてはIFRS ICに対して情報を提供し、ドイツ固有の問題については解釈指針を発行している。当該解釈指針は強制力は無いとされながらも、基本的に作成者、監査人ともにこれに準拠して実務を行っている模様である。2005年にAICが設立されて以来3つの解釈指針が公表されている。

作成者等からさまざまな質問が寄せられるものの、それらの大半はドイツ固有の問題とは言えないものであるためIFRS ICに対して情報提供を行っている。

また、ドイツ会計士協会も解釈指針を一部作成・公表している。

- ドイツ会計基準委員会(DRSC)のミッションの一つとして「HGB315条(1)の定める範囲内において、国際財務報告基準の解釈を開発する」というものがあるが、AICでは今まで3つしか解釈指針を作成していない。産業界にはあまり解釈を狭めるような解釈指針を作るべきではないという論者もおり、ドイツの解釈指針委員会もドイツ国内で適用されるIFRSにドイツの色彩を強めることに対して消極的である(DRSC)。
- よく研究をしてみれば、本当にドイツ国内に限った問題はあまりないと考えている。従ってドイツ固有の解釈はそれほどは増えないと思っている(DRSC)。

## (3)IFRSの一貫した適用のためのラウンドテーブル

### ① 経緯

「IFRSの適用に関する経験が無い中で、様々な状況でIFRSをどのように適用すべきか必ずしも明確ではない。IFRSを統合的に適用するためにはより多くの解釈指針によって補われるべき<sup>31</sup>」といった意見が企業や監査人等の関係者から出されたことを踏まえ、EC、EFRAG、ARC等で様々な議論が行われた結果、会計規制委員会(Accounting Regulatory Committee: ARC)は、IFRSの一貫した適用の観点から問題になるおそれのある事項を早期に発見するためラウンドテーブルを開催することとした(2006年5月に第1回会合を開催)。

ラウンドテーブルはIFRSの解釈指針を策定するものではないということが明確に示され、参加者により示された問題を検討し、それがIFRSの適用の面から現実に問題となりそうなものであればIASB/IFRIC(現IFRS IC)に対して懸念を伝達する判断を行うことが趣旨とされた。

### ② 会合の状況

<sup>31</sup> 同 EFRAG Discussion Paper P2 参照

欧州で実際に IFRS を適用した結果それほどの混乱も無く、検討すべきトピックは減少していった。当初 3 回は予定通り 4 ヶ月ごとに開催されたが、第 4 回は 9 ヶ月後に開催され、このラウンドテーブルは結局 1 年半足らずで中止されている。

### ③ラウンドテーブルの意義

このラウンドテーブルは結局 4 回で休止状態となったが、IFRS 移行時における欧州で以下の意義を有していた(EFRAG)。

- IFRS 導入当初さまざまな利害関係者が原則主義である IFRS の一貫した適用に対して懸念を持っていたが、公開の場でそれが討議されることにより、単純な問題と本質的な問題を区分することが可能となった。

## (4)原則主義に対応するための具体的な取り組み

### ①規制当局: 欧州証券監督機構(ESMA)

2011 年 1 月、欧州各国の証券規制当局の監督を行う欧州証券監督機構(ESMA)が欧州証券規制当局委員会(CESR)を発展させる形で設立され、欧州全体での IFRS のエンフォースメントの整合性等に関して寄与している。

#### ○ガイダンスの公表

ESMA へと組織再編されてから具体的に公表されたガイダンスとしては、ギリシャ国債をはじめとする公的債務の評価・減損に関する IFRS の適用にばらつきがあるのではないかと懸念に対応して、2011 年 11 月 25 日に公表されたステートメントがある。<sup>32</sup>

- CESR は各国規制当局の緩やかな集まりだったが、ESMA は権限が与えられた当局であるためガイダンスを出すことができる(BaFin)。

#### ○執行事例データベース

EU 域内における IFRS の整合的な適用に貢献するため、ESMA は、EU 各国の規制当局が行った執行の決定とその決定の背景にある根拠を公表している<sup>33</sup>。

- ESMA は IFRS の一貫した適用を担保するため、及び発行体、監査人、監査監督当局等に役立つように、エンフォースメントに関する決定をデータベース化し、定期的に概要を公表している。また、各国の執行当局が執行の決定をする前に各国レベルで判断が難しい問題を ESMA で議論する場合もある(BaFin)。

<sup>32</sup> PUBLIC STATEMENT Sovereign Debt in IFRS Financial Statements, November 25 2011, ESMA/2011/397

<sup>33</sup> ESMA は当該執行事例をホームページで公表している。また、日本公認会計士協会は当該執行事例集を和訳し、ホームページで公表している。

- ESMA が公表する執行事例は重要な情報だと考えており、KPMG のガイダンスと齟齬が無いか確認している(KPMG ドイツ)。

#### ○ESMA から基準設定主体への意見発信

ESMA は執行経験を踏まえ、具体的な執行が困難な領域を中心に IASB に対して意見発信を行っている。

- ESMA のミーティングに IASB・IFRS IC のメンバーが年二回出席し、エンフォースメントが難しいもの等のトピックを選び議論する(BaFin)。
- ESMA が実施した導入後レビューによれば、エンフォースメント当局の視点からは、明確化の余地がある会計基準も存在する。例えば、IFRS8 号のセグメント報告に関して、2011 年 2 月に ESMA は IASB にレターを送り改訂を提案した。このように、ESMA はエンフォースメント当局の視点から基準設定に対して意見発信をしている(BaFin)。

#### ② 規制当局: 事前質問制度

##### i. 仏

作成者が特定の会計処理が当局によって認められうるものか疑問を持っている場合に当局に問い合わせることができる事前質問制度を運用している。しかし、実際に制度が利用されるのは非常に限定的なケースに限られる。

- AMF は 2005 年から事前質問制度を運用しているが、AMF が基準設定主体と同様の役割を負うことは認められていないため、事前質問制度はあくまで当局と作成者の間の意見交換に過ぎず、その結果は規範性があるものではない。回答内容は非公開だが、担当監査法人には回答が知らされるため、監査法人内で情報共有は行われ、事実上緩やかなガイダンスのようになっている面もある。制度運用開始当初から今に至るまで利用件数は限定的であり(2011 年は 7 件)、制度の利用はきわめて深刻なケースに限られる。なお、典型的な事例は共同監査人である監査法人どうしの意見が割れたようなケースである(AMF)。
- 具体的なプロセスは、まず企業が特定の会計処理に関する事実、状況、証拠、結論等を明確に記載した文書を作成し AMF に提出する。次に監査人が企業の結論に対して同意しているか否かについて監査人から直接 AMF に報告が行われる。これに基づき AMF が回答案を作成し、作成者に回答する。AMF が企業の会計処理に同意できない場合、AMF から監査委員会等に対して回答が行われる(AMF)。
- 事前質問制度の回答を行う前に、AMF が ESMA や IFRS IC に問い合わせをする場合もある(AMF)。

##### ii. 独

ドイツのエンフォースメントシステムは 2 段階構造になっている。1 段階目が FREP(財務報告エンフォースメント・パネル)という司法省が作ったエンフォースメントのための民間組織、2 段階目が BaFin である。FREP は、会計処理の正否、ルール違反の有無を判断し、発行体に伝達する。発行体が FREP の指摘事項に同意しない場合は BaFin が引き継ぐ。

FREP は 2009 年 11 月より拘束力の無い非公式の事前質問制度を開始し、運用している。事前質問制度を開始した理由は、事後的に財務諸表に含まれる誤謬を発見して企業ともめるよりも、事前に企業の疑問を解消する方が時間を削減できると考えられたためである。しかしながら制度開始後少数の質問しか寄せられていない(2010 年に 6 件、これまで通算 7 件)。

具体的なプロセスは、まず企業が特定の会計処理に関する事実、状況、証拠、結論等を明確に記載した文書を作成し FREP に提出する。また、監査人がそれに対して同意しているか否かについても監査人から FREP に報告が行われる。この後、FREP と作成者の間でディスカッションが行われ、企業に回答がなされる。回答は常に口頭で行われる。どのような回答が行われたか、BaFin に事後報告は行われるが、回答の決定プロセスに BaFin は関与しない。

- 事前質問制度に関しては、実際の適用件数は非常に少なく、KPMG のクライアント全体でも過去 3,4 件しか経験が無い。しかしながら、そういった制度を利用できる余地を残しているという意味で有効なものだと感じている。事前質問制度の適用が少ない理由は、ほとんどのケースにおいて、企業と監査人の間の議論で合意できるためである(KPMG ドイツ)。

### ③ 規制当局:エンフォースメント

ドイツでは強いエンフォースメントが財務報告において重要であるという指摘が聞かれた。

- ドイツでは 2006 年に財務諸表に対するエンフォースメントを行う組織(FREP)が設立され、毎年上場企業の財務諸表をサンプルベースで検査し、質問をし、会計処理が適切なものか確認をしており、IFRS の一貫した適用において大変重要な役割を果たしている。監査人は自己の主張が合理的であればサポートしてもらえる、という意味で監査人にとってもありがたい組織である(KPMG ドイツ)。
- FREP がエンフォースメントを行い企業に誤謬を訂正させた場合、企業は官報に訂正内容を公表する。これも慎重に分析し、社内研修・KPMG のガイダンスの更新に活用している(KPMG ドイツ)。

### ④ 作成者:アカウンティング・マニュアル

一般的に、企業は原則主義の IFRS に自社特有の適用指針を付加した社内

アカウンティング・マニュアルを作成しており、それらの子会社に配布することでグループ内の各企業に独自に原則主義を適用させない体制を構築している。

社内アカウンティング・マニュアルは事前に監査人の合意を得ており、監査の過程で原則主義の適用で問題が発生するような状況は回避されている。

- 社内アカウンティング・マニュアルの作成は原則主義に対する対応として非常に重要である(CTEO)。
- IFRS 導入準備において、社内アカウンティング・マニュアルを作成する作業が非常に重要である。これは、会社特有の取引に対して具体的にどのようにIFRSを適用するのか、社内の特有の事情に照らしたガイダンスとなっている。これにより、全世界の子会社で一貫した形でIFRSを適用することができるし、マニュアルを作成すること自体が企業の担当者のIFRSに対する理解を深めるOJTとして有意義だった。監査人は、クライアントの社内アカウンティング・マニュアルのドラフトを見て、コメント・アドバイスしているので、社内アカウンティング・マニュアルの内容に異論は無い(KPMGドイツ)。

#### ⑤ 作成者: 経済団体における情報交換

経済団体では同業他社と情報交換を行うという対応も行われている。

- 監査法人に解釈を求める場合、時間がかかることがある。しかし、CTEOのような経済団体のメリットは、同じような問題を抱えている企業があるか、何か解決策はあるか、他社の意見を即座に聞ける点にある。このような仕組みは監査法人と議論をする上でも有用である(CTEO)。

#### ⑥ 監査人: 適用ガイダンス

各監査法人は、実際の事例及びそれに対する監査法人の見解を踏まえた適用ガイダンスを作成・公表し、原則主義の会計基準を統合的に適用するため利用している。これに対しては監査法人が解釈をすればいいというわけではなく、(IFRS ICによる)公式な解釈が必要、という意見も聞かれた。

- IFRS ICの強化が必要である。監査法人が適用上の質問に答えればいいというものではない(EYフランス)。
- IFRSに詳細なガイダンスが無い領域に関してIFRSに準拠していない可能性もある作成者の判断がなされた場合、監査人はIFRSの原則に準拠したものか判断するため、専門家の文献、業界の報告書、解釈指針、同業他社の開示を読む。仮にその判断がIFRSの原則に準拠していない場合、監査人は監査基準の定める重要性の基準値を上回っているか確認し、監査意見への影響等を考慮する。(KPMGドイツ)。

## 5. 会社法への影響

### (1) IFRS 導入による会社法への影響

#### i. 仏

フランスでは単体財務諸表に対する IFRS の任意適用は認められなかったため、IFRS 導入の会社法に対する影響は、PCG と IFRS との間のコンバージェンスによる間接的なものに限定された。

#### ii. 独

ドイツでは単体財務諸表に対する IFRS の任意適用は認められなかったため、IFRS 導入の会社法に対する影響は、HGB と IFRS との間のコンバージェンスによる間接的なものに限定された。

### (参考) 分配規制

#### i. 仏

分配可能利益は、当期純利益(準備金積立額を控除) + 繰越利益 (report bénéficiaire) - 繰越損失額である。<sup>34</sup>

#### ii. 独

商法上、分配可能利益は、貸借対照表上の「分配可能利益」(ausschüttungsfähige Gewinne) とされている。

但し、一部分配可能利益から控除される項目あり。BilMoG の制定に伴い、開発費相当額及び年金資産の未実現利益は分配可能額から控除されることとなった。<sup>35</sup>

## 6. 税法への影響

### (1) 課税所得計算と会計基準の関係

#### i. 仏

フランスでは、商法と税法の会計規制が PCG により共通的に規制される。また、税務で損金とするためには会計上費用とすることを必要とする損金経理規定が存在する。(日本と異なり、税務上加速償却を選択する際には、会計上は経済的実態に即した減価償却費に加えて特別損失として加速償却との差額を追加計上しなければならない。この特別損失は会計上意味があるというよりも税との調整のために計上されているものである。)

<sup>34</sup> 商法 L232-11 条

<sup>35</sup> 「各国の配当規制－調査訓令の結果報告」弥永真生教授

## ii. 独

### 基準性の原則

ドイツにおける会計と税務の関係は、基準性原則(ドイツ所得税法第5条第1項1文)に基づいており、商法上確定した決算に基づき課税所得を計算し申告する。これは日本の確定決算主義に相当する。また、商法上の計算に含められた項目及びその金額が、税務上の課税所得計算の基礎として用いられる。

### 逆基準性の原則

BilMoG による改正前は「逆基準性」と呼ばれた規定が商法上、所得税法上存在しており、税務上の特別償却等、租税優遇措置などに関連する税務上の計上選択権を利用する場合には商法決算上も同一の処理をすること等を要件とされていた。日本の損金経理規定に類似するが、割増償却等を行った場合には、対応して会計上費用計上しなくてはならないというものである。この逆基準性の原則の廃止に伴い、税法上の優遇措置を得るに当たり、商法上の会計処理との連動を要請しないことになるため、税法と商法の乖離が予想される<sup>36</sup>。

- 逆基準性を廃止した理由は「税のルールの変更により、会計上の利益計算が影響を受けるべきではない」という産業界の意向である(ドイツ司法省)。

## (2)IFRS 導入による税法への影響(特に減価償却について)

減価償却等、重要なものについては、会計の変更が税に影響を及ぼさないように一定の調整が図られていること等から、IFRS 導入により大きな問題は生じていない模様である。

### i. 仏

原則として税と会計で一致した耐用年数が用いられている。また、先述のとおり、加速償却等については、会計と税の整合性を図るために会計上の特別損失計上等を行わなければならない。

- IFRS 導入後も税の償却を会計上受け入れられないことも多いが、両者が異なっても特別な費用を計上することで税務上のメリットは享受されている。会計基準の変更により会計上の減価償却費が減少することが重要な点として認識されたが、税額計算目的の加速償却は別途税務上維持され、会計上の調整が行われている(ACTEO)。

### ii. 独

IFRS 導入以前は定率法が税、単体、連結で広く利用されていた模様。IFRS

<sup>36</sup> 租税調査会研究報告第20号「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」p50-51 平成22年6月15日 日本公認会計士協会

導入に伴い連結の減価償却を定額法に変更するケースが多く見られたが、複数の償却計算を行えるパッケージソフト(ERP)が広く利用されていることもあり、企業にとってもそれほどの負担ではなかった模様。

また、日本と同様、税法上耐用年数表が存在し、耐用年数は実際の経済的耐用年数を反映する形で設定されている。BiMoG 導入以前は税、単体(HGB)、連結(IFRS)ともに同一の耐用年数で減価償却が行われるケースも多かった模様。BiMoG の導入に伴い、税と会計に異なる耐用年数を用いるケースが増える可能性があると考えられている。

## 7. 規制環境・契約環境への影響

### (1) 産業規制に対する影響

フランス、ドイツともに産業規制への影響は限定的との意見が聞かれた。

#### i. 仏

- 銀行・保険には影響があったが、製造業等に大きな影響があったわけではない(ACTEO)。

#### ii. 独

- ドイツでは銀行・保険会社が産業規制の対象だが、ドイツ会計基準の単体ベースでの規制から IFRS ベースでの規制へとシフトしつつある(DRSC)。

### (2) 契約(銀行融資の財務制限条項、リース等)への影響

IFRS 導入時において、銀行融資の財務制限条項の見直しが行われたという指摘が聞かれた。

#### i. 仏

- 銀行融資の財務制限条項の確認と、必要に応じた再交渉は移行作業の一つだった(ACTEO)。
- フランス会計基準の連結財務諸表上、IFRS と同様、リースの資産計上が定められていたため、導入時は影響が無かった。しかし、現在改訂中のリース基準に対しては懸念がある(ACTEO)。

#### ii. 独

- 融資契約等に IFRS の影響はある。以前はドイツ会計基準で財務諸表を作成していたため、それをベースに企業と銀行の間でコベナンツ契約を結んでいた。IFRS 適用後、会計基準を変更しただけの理由で当期純利益の金額が変わってしまい、コベナンツ違反になってしまうこともありうる。また、ドイツ会計基準では資本に分類されていたものが、IFRS では負債に分類されることもある。一般的なケースでは IFRS に切り替えるタイミングで銀行と企業の間で交渉し、自己資本比率等について調整を加えた(KPMG ドイツ)。

## 8. 企業等への影響

### (1) 経済構造・雇用への影響

IFRS 導入により、経済構造、雇用に大きな影響があったとの意見は特段なかった。また、IFRS 導入時の経済環境が比較的良好であったことが移行に伴う問題が少なかった要因であるという指摘もあった。

- マイナスの影響はなかったと考える。マクロ経済レベルでは、透明性が高まり、国際的競争が促進されることとなり、企業の雇用を促進し得るであろう(CRUFメンバー)。
- IFRS コンプライアンスのための人員、アクチュアリー、評価人などの雇用が増えた(AMF)。
- ドイツでは IFRS への移行に際して大きな問題はなかった。当時は経済状況もよく、金融危機も発生していなかった(ドイツ司法省)。
- IFRS 導入時には企業の長期雇用に影響があるのではないかと、といった議論は無かった。40 年程前、ドイツの会計基準に退職給付会計を導入すると長期雇用にマイナスの影響を及ぼすのではないかと、といった議論があった結果、年金負債の計上自体選択適用となった。その後、さまざまな議論の結果 20 年前に結局コストは勤務期間にわたって費用配分されるべきという考え方から年金債務は認識しなければならないということとなり、ドイツの会計基準、法律は債務の認識を強制することとされた(KPMGドイツ)。
- 会計基準の改正の結果として企業行動に変化があったとは考えていない。ここ数年間企業が確定給付型の年金基金から確定拠出型の年金基金に移行していることが見て取れるが、これは会計基準が原因ではなく、経営者がコストをより良くコントロールしたいという動機に基づくものである(KPMGドイツ)。

### (2) 産業への影響

特に影響を受けた産業として、銀行、保険会社を挙げる意見が広く聞かれた。

- 銀行及び保険会社は公正価値会計の拡大により特に影響を受けた産業だと考えられる(AMF、ACTEO、ANC、CRUF メンバー)。

金融機関以外に影響を受けた産業については、以下の回答が得られた。

- 長期請負工事(工事進行基準)に関係する産業が大きな影響を受けた(KPMGドイツ、CRUF メンバー)。
- リース資産を多く持つ業種、無形資産を多額に計上している業種も影響を受けた(KPMGドイツ)。

特に製造業への影響を聞いたところ、仏独ともに製造業への影響は比較的限定的だったものの、コンポーネント・アカウンティングの導入には手間がかかったとい

う意見が聞かれた。

- 製造業に特別大きな影響があったとは思っていないが、あえて影響をあげれば、のれんの非償却、税効果会計、ヘッジ会計、開発費の資産計上である (ACTEO)。
- IFRS 導入に伴う影響は、業種よりも資産の内訳により異なった。製造業に関しては、固定資産を多数保有していた企業においてはコンポーネント・アカウンティングの適用に手間がかかった。これ以外に、資産除去債務、IFRS 導入時の経済的耐用年数の決定は苦労した点だと考えられる。(EY フランス)。
- ドイツの製造業のビジネスモデルは日本のそれと近いと考えるが、IFRS を製造業に適用すると問題が生じるという考えには同意しない。なぜなら、再評価モデルは少なくとも欧州大陸においては全く採用されていないので機械などの資産は公正価値で評価されていないからである (CRUF メンバー)。

### (3) 中小・非上場企業への影響

#### ① 中小規模上場企業への影響

中小規模上場企業への影響として、IFRS によって増加した注記の負担に関する意見が聞かれた (III. 4. (1) 参照)。

- 規制市場上場であれば、中小規模の上場企業であっても IFRS の強制適用対象としたが、IFRS 導入以後、一部の中小規模の上場企業からはコンプライアンスコストが高くなり資本市場へのアクセスがより難しくなるという懸念が表明された。(EFRAG)。

#### ② 非上場企業への影響

IFRS の導入が非上場企業に影響したという意見は聞かれなかった。

## 9. 日米の今後の対応について

### (1) 米国の対応に対する意見

IFRS を採用していない米国が IASB の基準設定に対して影響力を及ぼしていることに対する不満の声がフランスの作成者から聞かれた。

- (IFRS を使っていないにもかかわらず) 米国人のボードメンバーが IFRS の基準設定に影響を及ぼしていることを欧州関係者は不愉快に思っている。米国は今後 5~7 年かけて IFRS を徐々に取り込むという方向性を出したが、これでは今後も米国基準とのコンバージェンスのために IFRS が影響を受けてしまいかねないため問題がある。米国のスタンスは「IFRS を米国で採用して欲しいと思うなら、米国に発言権を与えろ」というもので、欧州の立場は「No」である (ACTEO)。

## (2) 日本の対応に対する意見

IFRS を適用して初めて IFRS に影響を及ぼせる、IASB に対して意見発信をすべきという意見が聞かれた。

- IFRS のフルアドプションを決定しない限り、国際的な IFRS の議論に真の影響力を発揮することはできない。現在日本は IFRS を適用するか否かを検討しているため、日本が望む方向に IFRS が進むよう影響を及ぼせる可能性もある。従って、日本は IASB に対して意見を発信する時期にあると考えられる(ANC)。
- 結局のところ、IFRS を適用して経験を積んだ国だけが IFRS に真の影響を及ぼせる。従って日本は IFRS を採用すべきであり、その上で IFRS の変えるべきところを直していかななくてはならない。IFRS 適用には当然メリットがあるし、IFRS の問題は解決可能なものだ(ANC)。
- 日本は IFRS を適用するタイミングにあり、IASB に影響を及ぼせる立場にある。IASB に対して意見を発信していかなければならない(ACTEO)。
- IFRS を採用すればすぐに海外からの投資が増えるというわけではない。日本の銘柄が扱いやすくなる、他国企業と比較可能性が高まるという面はプラスになるだろうが、長期的には企業のパフォーマンスがより重要である。但し、投資家としては同じベースでの開示が極めて大事である。今後は、自国でしか利用されていない独自基準を維持することは投資家の投資判断のバリアになってしまうので難しいのではないか(CRUF メンバー)。
- 以前ドイツ会計基準を採用していたあるドイツ企業が破綻しかけた際に、IFRS であれば連結されていたであろう SPC が連結から外されていたという問題があり、ドイツ会計基準の改正につながった。主要な上場企業に IFRS を使用せず独自基準を使う場合、会計上の問題が起こったときに自国基準の国際的なレピュテーションに影響することもある(BaFin)。

## III. 経済活動と会計のあり方

### 1. IFRS とゴーイングコンサーン経営

#### (1) 会計基準の性質

フランス会計基準、ドイツ会計基準と同様、IFRS は継続企業を前提とした会計基準であり、仮に企業の業績が著しく悪化した場合には別途清算ベースの財務諸表が作成されるとの指摘が聞かれた。

- IFRS の基準は全て継続企業を前提としたものである。仮にある企業が継続企業の前提を満たさなくなった場合には、IFRS ではない清算会計等他のベースで財務諸表が作成されることになる(EY フランス)。
- IFRS は一部の資産・負債を短期的な視点で測定することを求めることがある

が、中長期的にビジネスを行う企業のための基準である(ACTEO)。

- IFRS の財務諸表もドイツ会計基準の財務諸表も中長期的にビジネスを行うゴーイングコンサーンを前提とした企業のための会計基準であり、この点相違は無い。仮に企業の業績が悪化し、継続企業的前提に重大な疑義が生じている場合においては、IFRS を適用していた企業もドイツ会計基準を適用していた企業も清算価値ベースの評価を行うこととなる(KPMGドイツ)。
- 中長期的な視点でビジネスをする企業にとって IFRS は問題ないか、といった観点からの懸念はドイツでは聞かれない(KPMGドイツ)。

## (2) 慎重性の原則に対する評価

ドイツ司法省は、ドイツ会計基準はプルーデンス(慎重性)を基本原則においており、会社法の目的等に整合するとの考えであるが、他の関係者からは、IFRS もプルーデンス的な考え方を有するという指摘が聞かれた。

- HGB がプルーデンス(慎重性)重視というが、それは時と場合による。例えば退職給付会計は HGB の方が楽観的であり、IFRS の方がプルーデンスなものである(CRUF メンバー)。
- IFRS がプルーデンス的な考え方を含まないというわけではない。例えば、恒久的に価値が下がった場合には減損が求められるし、棚卸資産は低価法によることとされている(KPMGドイツ)。
- ドイツ会計基準にはプルーデンス概念があったが、過去には過度に保守的に適用されることもあったため逆に内部管理目的には使い勝手が悪いと考えられ、IFRS 導入前は内部管理目的のためのレポートを別途作成するということが行われていた(KPMGドイツ)。

## 2. 資産負債アプローチ、当期純利益、リサイクリング等

IFRS の損益計算書のフォーマットは厳格に決められているわけではないため、各企業が同業他社の作成する財務諸表と比較しうるよう、営業利益や EBIT 等独自の段階利益を表示するという実務が広く行われている模様。

フランスの一部の利害関係者からは、強制的な段階利益の定義を望む意見も聞かれた。また、IFRS が B/S を偏重し、業績測定を軽視しているのではないか、という指摘も聞かれた。

- 多くの企業は IFRS に準拠した損益計算書で開示が義務づけられている段階利益の表示だけでは不十分と考え、EBIT、EBITDA などの指標を開示している。なお、AMF は、企業が当該指標を開示する際は、IFRS で開示が義務付けられている数値との調整開示を推奨している(AMF)。
- IASB の財務諸表表示プロジェクトにおいて、業績を適切に示す指標について検討してもらいたいと考えている(AMF)。

- 会計モデルは報告モデルであり、評価モデルではない。会計が評価すべきなのは企業の業績である。重要なのは貸借対照表ではなく、フロー情報である。どのような基準になるべきかというフレームワークがまずなければならない (ACTEO)。
- フレームワークを作る際には資産・負債が何か、ということに加え、業績評価とは何か、利益とは何か、ということについても議論が必要。そのためには企業のビジネスモデルを会計基準の設定で考慮に入れる必要がある。現在は、EBIT のような Non-GAAP 測定値が広く使われているという問題点がある。純利益は不可欠であるため、維持する必要がある。純利益がボトムラインであり、OCI は貸借対照表との調整を行うためのプラグにしか過ぎない (ACTEO)。IFRS の基準の中身の問題として、B/S 偏重、業績測定の見直しという面が挙げられる (ANC)。

これに対してドイツの関係者からは、特に製造業の IFRS の損益計算書において包括利益は業績測定指標とは考えられておらず、営業利益が主たる業績測定指標と考えられているという指摘があった一方、現行の IFRS の損益計算書を肯定的に捉える意見も聞かれた。

また、IFRS が他の会計基準 (米国基準等) と比較して B/S アプローチであるという認識は特にされていない、という意見も聞かれた。

- 投資家は製造業の投資分析には営業利益系 (営業利益、EBIT、EBITDA など) の指標、将来持続可能な営業利益の水準等を使用している。これに対して OCI も含んでしまう包括利益にはあまり注目していない。包括利益は銀行や保険会社に対しては重要だが、製造業の分析上はあまり見ないし、あまり話題にも上らない。製造業の OCI も退職給付関連項目等は金額的重要性は大きいかも知れないが、投資家はあまり気にしていない (GRUF メンバー)。
- IFRS の PL が業績評価指標として懸念があるという意見もあるようだが、一般論として IFRS の損益計算書は企業の業績をよく反映していると思う (GRUF メンバー)。
- IFRS は B/S アプローチなので問題がある、といった議論はドイツでは行われていない。IFRS 自体に他の会計基準との本質的な違いは無いのではないかと (KPMG ドイツ)。

リサイクリングを望む意見が聞かれた一方、利用者からは益出しが行われた場合、調整の上、投資判断に利用するという意見が聞かれた。

- 売買目的ではない株式の OCI からのリサイクリングを求めている (EFRAG)。
- IFRS9 号が株式売却益のリサイクリングを認めないが、企業が一回限りの臨時の利得を計上して当期純利益に影響を与えようとしても、一回限りの利得が

上乘せされていることは明らかである。企業の将来に亘って持続可能な利益が何なのか、会社の環境なども考慮に入れて分析する。1回限りの利得が当期純利益に含まれれば、投資家は、将来の利益を予想する上で調整する（CRUF メンバー）。

### 3. 公正価値会計

#### (1) 公正価値の適用範囲の違い

##### i. 仏

項 目	従前のフランス連結会計基準	IFRS
金融商品の時価評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券は保有目的に応じて4区分に分類されるが、いずれも低価法で評価される。</li> <li>・区分に応じて、使用価値による低価法、市場価値による低価法、譲渡可能価格による低価法などが適用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買目的有価証券（P/L計上）とその他の有価証券（その他の包括利益）を時価評価（IAS39）</li> <li>・全ての金融商品の時価開示が必要</li> </ul>
事業用資産（例：機械）	取得原価ベースで計上	取得原価又は公正価値にて測定

##### ii. 独

項 目	従前のドイツ会計基準	IFRS
金融商品の時価評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年基準で流動資産と固定資産に分類し、流動資産は低価法、固定資産は取得原価評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買目的有価証券（P/L計上）とその他の有価証券（その他の包括利益）を時価評価（IAS39）</li> <li>・全ての金融商品の時価開示が必要</li> </ul>

項 目	従前のドイツ会計基準	IFRS
退職給付会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職給付債務<sup>37</sup>及び年金資産に基づき会計処理。外部積立はオフバランスも可</li> <li>・数理計算上の差異については即時認識(純損益)のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職給付債務及び年金資産に基づき会計処理</li> <li>・数理計算上の差異については、即時認識又は遅延認識。即時認識の場合は資本直入も認められる。</li> </ul>
事業用資産 (例:機械)	取得原価ベースで計上	取得原価又は公正価値にて測定

## (2) 公正価値会計についての評価

金融危機が起こった際、公正価値会計は景気増幅効果(プロシクリカリティ)があるのではないかと議論がなされた模様。なお、公正価値会計というコンセプト自体は、金融資産に適用する限りにおいては妥当なものであると考えられているようであったが、公正価値会計を金融資産に適用する場合であっても、モデルに基づく計算(Mark to Model)、非上場株式の時価評価には懸念があるという指摘が聞かれた。他方、公正価値会計を固定資産に適用することは不適切であるという指摘が多く、固定資産の再評価モデルはほとんど利用されていないということであった。

### ① 公正価値会計自体を問題だと考えるか

- IFRS には景気増幅効果(プロシクリカリティ)がある(ANC)。
- 金融危機が起こった際に IFRS に景気増幅効果があったのではないかと議論があった(Euronext)。
- 2008 年の金融危機の際に、IFRS の公正価値というコンセプトが金融危機の原因であり、このため公正価値の適用を狭めさせようという政治的なプレッシャーがかかったが、金融危機はさまざまな複合的な要因によるものであり、公正価値は一部関与したかもしれない程度に関係にあり、主要な原因ではない(ACTEO)。
- 特定の目的に対して公正価値自体は基本的に適切な概念であり、例えば、金融商品など一定資産は取得原価で測定することは適切ではなく、公正価値の方が評価概念としてはより優れている。財務諸表利用者は、公正価値の測定

<sup>37</sup> 割引率はドイツ中央銀行が公表する過去 7 年間の市場平均金利

が一時点での情報であり、その後価値が下がりうるという点に留意しなければならないが、洗練された投資家であれば、その点は理解されていると考える。ただし、金融市場やアナリストは、時に合理性を欠く場合もあるため、極端な評価が行われうるという問題はある(ドイツ司法省)。

- 製造業の本業に適用される IFRS の基準は、取得原価主義会計である。固定資産の再評価モデルを採用しない限り減価償却は取得原価主義に基づき算定されるし、人件費も取得原価主義に基づき、棚卸資産の評価も取得原価主義に基づく。売上に対する利益も「収益－売上原価」として計算される(KPMG ドイツ)。

## ② 金融商品に対する公正価値会計の適用

- 公正価値にはモデル(Mark to Model)によるものと、市場価格(Mark to Market)によるものがある。Mark to Market は市場が機能している限りにおいては見積もりではなく、単に市場で決まった価格を使うだけである。モデルの使用には問題がある(ACTEO)。
- 非上場株式の公正価値評価、組み込みデリバティブの一体処理など、近年公表された新基準には懸念がある。特に非上場株式の公正価値評価に関しては、公正価値が信頼性を持って測定できない場合は現行の IAS39 号同様、原価評価すべきだと考えている(ACTEO)。

(注)組み込みデリバティブの会計処理はIFRS9号の見直しの対象に挙げられている。

## ③ 有形固定資産等に対する公正価値会計の適用

- 「IFRS は公正価値会計である」ということ自体不正確な表現である。確かに金融商品等には公正価値が適用されているが、棚卸資産や有形固定資産を含め、多くの資産は取得原価主義会計により評価される。IAS16 号は機械等の有形固定資産を取得原価で評価するか、公正価値で評価するか(再評価モデル)選択することを認めているが、フランスでは再評価モデルを使っている会社は極めて例外的である。(EY フランス)。
- 固定資産の公正価値評価は義務ではないので、移行時において ACTEO 参加企業は公正価値について懸念は無かった(ACTEO)。
- 固定資産の公正価値評価は、ドイツ企業にはほとんど採用されていない。有形固定資産を公正価値で評価しボラティリティーが高まるよりも取得原価モデルが好まれている。これは選択制なので、IFRS 導入当初から問題になったことがない(KPMG ドイツ)。
- 製造業において固定資産の公正価値評価は非常にまれである。理由としては、監査人が少なくとも3年ごとに外部鑑定人の資産評価を求めるので、企業にとって非常にコスト増になるからである。IFRS は全面公正価値会計ではなく、製

造業にとっては取得原価主義会計である(BDI)。

- 減損の戻し入れはあまり議論にならない。もともとドイツ会計基準にも一旦減損しても減損の理由がなくなれば戻し入れるという処理があった。また、一旦固定資産を減損する場合、基本的には固定資産に有用性は無いため、実際に固定資産の減損の戻し入れが起こるケースはまれであり、特殊な場合の規定である(KPMGドイツ)。

### (参考)英仏独企業の有形固定資産の再評価モデル使用状況

再評価モデルが自国基準でも認められているイギリスも含めた欧州主要3カ国の主要インデックス採用銘柄におけるIAS16号(有形固定資産)の再評価モデルの使用状況を調査したところ、保険・金融セクターにおいて再評価モデルの採用は見られたものの、製造業における採用は見られなかった。

#### ○イギリス FTSE100

- 2社…再評価モデル
- 6社…一部再評価モデル
- 92社…取得原価モデル

#### ○フランス CAC40

- 1社…再評価モデル
- 1社…一部再評価モデル
- 38社…取得原価モデル

#### ○ドイツ DAX

- 30社…取得原価モデル

国	評価	企業	業種	再評価モデルの対象
英 FTSE100	再評価 モデル	A社	不動産投資信託	・全ての固有資産…再評価モデル。
		B社	金融サービス	・全ての固有資産…再評価モデル。
	一 部 再評価 モデル	C社	生命保険	・自己所有資産(土地建物か)…再評価モデル ・車両・備品・その他の固定資産…取得原価モデル
		D社	不動産投資信託	・自己所有資産(土地建物か)…再評価モデル ・設備・備品…取得原価モデル
		E社	生命保険	・自己所有資産(土地建物か)…再評価モデル

				・設備・備品・車両…取得原価モデル
		F社	生命保険	・土地・建物…再評価モデル ・備品…取得原価モデル
		G社	生命保険	・土地・建物…再評価モデル ・備品…取得原価モデル
		H社	生命保険	・土地・建物…再評価モデル ・備品…取得原価モデル
仏 CAC40	再評価 モデル	I社	保険	・全ての固有資産…再評価モデル。
	一部 再評価 モデル	J社	アパレル	・ブドウ畑の土地…再評価モデル ・建物・機械・備品・店舗付属設備…取得原 価モデル
独 DAX30	再評価モデルを採用している企業は見られなかった			

## 4. その他

### (1) 注記の分量

IFRS 導入後において財務諸表注記の分量が増加していることに対する懸念が幅広い関係者から多く聞かれた。

#### ① 注記の分量に対する懸念

注記の分量は、投資家から一部評価する指摘もあるが、IFRSの問題点として、さまざまな組織から指摘された。また、IASB、ANC、英国会計基準設定主体(ASB)、ESMA等さまざまな組織が検討を開始しているという情報も聞かれた。

- 注記の問題はIASBが対応していくべき問題の1つである。IASBがこの問題にどのように対応すべきか、EFRAGは英国会計基準設定主体(ASB)、ANCと連携して検討を進めている。また、FASBもこの検討に参加している(EFRAG)。
- 開示の増加は作成者にとって深刻な問題である。ACTEOはIASBに対して包括的な開示の見直しを提案している(ACTEO)。
- IFRSにより増加した注記の負担は作成者にとっては大きい(BDI)。
- IFRSの注記の分量が増えた一つの理由として企業活動が複雑化したことが挙げられると考えている。作成者が利用者に対して複雑な企業活動を説明するためには言葉を重ねて説明することが必要となる(EYフランス)。
- 注記の量が増え漠然とした注記も多く含まれているが、理由は大きく2つあり、それは、開示要件の問題とそれを扱う実務上の問題点である(EFRAG)。

- 開示要件の問題:各会計基準がさまざまな開示を求めている。全ての利用者が開示の簡素化を望むわけではないが、開示の見直しが必要だと

いう問題意識を持つ利用者もいる。

- ・ 実務上の問題: 重要性の考え方を適用しにくい状況になっている。監査人も規制当局もチェックリストを用いて作成者の開示の網羅性のチェックを行っている。監査人は規制当局の指摘を恐れ、作成者に対して重要性の乏しい注記も含めて網羅的な記載を求める。
- ESMA はより多くのガイダンスが必要であると判断し、市中協議文書を公表し対応を開始している。ESMA の市中協議文書に対して EFRAG もコメントレターをドラフトし、関係者の意見を聴取しているところである。さらに EFRAG は他の機関と連携し、原則主義に従った現実的な解決策を記述したディスカッション・ペーパーを 2012 年に公表予定である(EFRAG)。

利用者側からは注記の分量が多いことを有益であるとする意見も聞かれたが、注記削減に関する検討の必要性を認識する意見も聞かれた。

- 注記の量は作成者と利用者で利害が対立する点である。IFRS 適用後 5 年経過し、昔は必要であった注記でも既に不要になっているものもあるかもしれないので、削減する注記もあっても良いとは思う。これは将来 IASB の開示プロジェクトで考えるべき問題であろう。(CRUF メンバー)。

特に中小規模の上場企業から IFRS における財務諸表注記作成に伴う負荷が問題視されていることを背景に、フランス ANC は 2011 年 10 月 20 日付で「小規模上場企業の開示義務の簡素化の提案」という文書を公表している。この文書は、注記における開示要求事項を少なくとも 1/3 削減することを目標として掲げているが、企業の規模が小さいという理由だけで注記事項を削減することに対しては慎重な意見も聞かれた。

- EFRAG の財務諸表利用者パネルで利用者から出された意見によれば、中小規模の上場企業の開示量を考えるときも、投資家保護の観点をおぼろげに忘れてはいけないということだった(EFRAG)。
- 小規模上場企業の定義が不明確であるし、IFRS の適用を簡素にするのではなく、特に明確な目的もなくある項目の情報を少なくしようとするには懸念がある(AMF)。
- 中小企業がもし本当に IFRS に準拠することが負担であるならば、非規制市場に移ることもできる(CRUF メンバー、DRSC)。

注記削減の具体的な対応策としては、IASB が削減の判断基準を検討することを期待する声が聞かれた一方、現行の会計基準の下でも重要性に応じた注記の量の削減は可能であるという意見が聞かれた。

- 開示量に関し、IASB が開示フレームワークを作ることは緊急性を要する課題であろう(EFRAG)。

- IASB で開示に関するプロジェクトが開始される。当該プロジェクトでは、まず開示フレームワークを作ってから、注記情報を整理していく(BDI)。
- IAS1 号では重要性の乏しい場合は開示を要しないとされているため、企業は基準の認める範囲内で重要性の観点から吟味の上、注記の量を決めるべきである(AMF)。

## ② 財務諸表公表日への影響

開示の増加に伴い決算時の作成者の負担は増加したが、決算プロセスの見直し等により財務諸表公表までの期間に影響をさせないという対応が行われている模様。

- IFRS の導入により開示量は増加し、決算時の負荷は増した。しかし市場からのプレッシャーもあり財務諸表公表までの期間は延びていない(AMF)。
- ドイツでは、IFRS の導入とあわせて期末の締めのプロセスの見直し、決算早期化を目指す例も多く見られた(KPMGドイツ)。

## (2) のれんの非償却

のれんの非償却に対しては、ドイツの産業界等から懸念が聞かれた。

- のれんの減損は判断が必要とされる領域であり、執行当局である FREP にとっては各社の財務諸表が整合しているか確かめることが難しい領域である(KPMGドイツ)。
- のれんの非償却のモデルについては、ドイツの作成者としても懸念を持っている。不動産以外の資産は償却すべきとの考えがあり、のれんの非償却はドイツになじみがない(BDI)。

## (3) 開発費の資産計上

開発費の資産計上に対しても、ドイツの産業界等から懸念が聞かれた。資産計上については、作成者の間でも見解が分かれているとのことであった。

- 開発費の資産計上は判断が必要とされる領域であり、執行当局である FREP にとっては各社の財務諸表が整合しているか確かめることが難しい領域であり、懸念が持たれている。一方、作成者サイドの業界によっては、多くの開発プロジェクトを抱えていて、開発費は自社にとっては重要な資産であり、資産として認識すべきだという意見もあり、見解が対立している部分である(KPMGドイツ)。
- 研究開発費の資産計上基準のコンセプトはクリアではあるが、資産処理する開発費の線引きが難しい。実務の研究開発は基準が記述するような整然とした流れになっていない場合が多い(BDI)。

## (4) 米国基準とのコンバージェンスにより作成される基準

フランスの作成者(ACTEO)及び会計基準設定主体(ANC)からは、米国基準とのコンバージェンスに伴い公表された複雑な会計基準に対する懸念が聞かれた。

- 2005年にIFRSを導入後しばらくの間は何の問題も無かった。しかし、米国基準とのコンバージェンスが加速し、複雑な基準改訂が矢継ぎ早に行われ、ACTEOをはじめ利害関係者はコンバージェンスの加速に対して警鐘を鳴らした。具体的に問題のある基準は以下のとおりであり、産業界のニーズを無視したこのような基準をIASBが作ってしまうことに懸念がある(ACTEO)。
  - ・ リース基準公開草案
  - ・ 収益認識基準公開草案
  - ・ 企業結合基準(IFRS3号)
  - ・ IAS39号におけるヘッジ会計(実際にはヘッジできるものにヘッジ会計を適用できない問題。IFRS9号により問題は解消される。)
  - ・ 中止されたIAS37号のプロジェクト
- 特に現行のリース基準と収益認識基準に問題は無く、現行基準を改訂すべきではない。現在進行中の改訂プロジェクトは望ましいものではない(ANC)。

#### IV. 会計基準設定主体等のあり方

##### 1. 会計基準設定主体のガバナンス

###### (1) 会計基準設定主体のガバナンス

###### i. 仏

フランスの基準設定主体であるフランス国家会計基準庁(ANC)の意思決定機関である理事会の組織構成は次の通り<sup>38</sup>。

- i. 議長、3名の上級行政官(Magistrate)、3名の規制当局の代表者(金融市場規制当局1名、プルデンシャル規制当局2名)、8名の経済・会計の専門家、1名の労働組合組織の代表の計16名で構成される。
- ii. ボードの議長は、共和国大統領令により指名される。
- iii. ボードメンバーは、経済、金融、産業大臣令により指名される。現在のメンバーは、2010年12月14日に指名された。
- iv. 任期は、議長:6年(1度再任可)、ボードメンバー:3年(再任可)

ANCには、上記に加え、フランス会計基準に対して解釈指針を発行する専門

<sup>38</sup> ANC ウェブサイト「Missions et Organisation」より。

[http://www.anc.gouv.fr/sections/l\\_anc/presentation\\_detail/plaquette\\_anglaise\\_j/downloadFile/file/Plaquette\\_anglaise\\_juillet\\_2011.pdf?nocache=1312196505.6](http://www.anc.gouv.fr/sections/l_anc/presentation_detail/plaquette_anglaise_j/downloadFile/file/Plaquette_anglaise_juillet_2011.pdf?nocache=1312196505.6)

委員会等の組織も存在する。

## ii. 独

ドイツの基準設定主体であるドイツ会計基準委員会(DRSC)には、IFRS Committee(IFRS 委員会)<sup>39</sup>と German GAAP Committee(ドイツ会計基準委員会)<sup>40</sup>の2つの委員会が存在し、それぞれ任期5年、7名のメンバーで構成され、また、ドイツ司法省も議決権の無いオブザーバーとして参加することができる。メンバーは会計及び財務報告に特別の専門性及び経験を持つ者に限定され、作成者、監査人、財務諸表利用者の利益に配慮することが求められる。<sup>41</sup>

また、上記二つの委員会のメンバーの選任等を行う組織として執行委員会が存在しており、上場企業、銀行、監査人、非上場企業、保険会社等の代表者により構成される。

## (2)当局による会計基準の承認

### i. 仏

フランス会計基準の改訂は、司法省(法務大臣)、予算省(予算担当大臣)、経済財務産業省(経済・財務・産業大臣)による承認を受ける。

- 基準改訂の議論は、当初から全ての利害関係者がワーキング・グループに参加し、ボトムアップのコンセンサスペースで基準改訂を行うため、最後の承認の段階で反対されるようなことはない(ANC)。

### ii. 独

単体財務諸表に適用されるドイツ会計基準である HGB は、設定そのものが

---

<sup>39</sup> IFRS Committee(IFRS 委員会)は以下の5つの役割を担う。

- a) HGB315 条(1)の定める範囲内において、国際財務報告基準の解釈に関して議論をし、解釈指針を発行する。
- b) IASB の公開草案に対するコメントレターの審議を行う。
- c) EFRAG と連携する。
- d) ドイツ会計規定の立法化及び欧州指令の適用における助言
- e) 欧州指令に対するコメントレター

※c) ~ e)については上場企業の会計及び財務報告に影響がある場合に限る。

<sup>40</sup> German GAAP Committee(ドイツ会計基準委員会)は以下の4つの役割を担う。

- a) HGB342 条に従いドイツ会計基準に解釈を発行する
- b) EFRAG と連携する。
- c) ドイツ会計規定の立法化及び欧州指令の適用における助言
- d) 欧州指令に対するコメントレター

※b) ~ d)については非上場企業の会計及び財務報告に影響がある場合に限る。

<sup>41</sup> Constitution of the “ASCG – Accounting Standards Committee of Germany” July 20 2011

当局により行われている。

非上場企業の連結財務諸表に原則として適用される連結指針(DRS)は、民間団体であるDRSCによって設定されるが、DRSC内のデュープロセスを経た後、公益に関する適合性のレビューを経て司法省により告示される。<sup>42</sup>

## 2. 会計基準設定主体等の役割

### i. EFRAG

#### ① コメントレター

IASBの基準設定に関するコメントレターの発出に際しては、EFRAG事務局がコメント案を作成し、欧州域内の関係者からのコメントを得た上でIASBに提出している。

#### ② 定期協議

四半期ごとにIASBとの定期協議を行い、個別のプロジェクト等に関して議論を行っている。<sup>43</sup>

#### ③ 欧州における会計に関する事前協議活動(Proactive Accounting Activities in Europe: PAAinE)

EFRAG及び欧州各国の会計基準設定主体は、各主体のリソースを集約し、より緊密に協同していくことに合意し、そのための第一歩として、IASBが正式に提案を公表する前の会計基準設定プロセスの早い段階で、重要項目に関する活発な議論を積極的に行っていくことに合意した。この取り組みはPAAinEと呼ばれ、ヨーロッパの見解を表明し、基準設定プロセスに一層大きな影響力を行使しようとの理念に基づいている。

PAAinEのもとで実施される作業はさまざまな形態をとりうるが、全体に共通する目的は以下のとおりである。

- ◆ 会計上の論点に関するヨーロッパでの議論を促進し、基準設定プロセスの早い段階でのIASBへのインプットの質を向上させるべく、事前協議活動を活発化させ、これを実行・管理する。
- ◆ IASB及びFASBのプロジェクトに対するモニタリング活動を調整し、そのためのリソースの調達を行う。
- ◆ ヨーロッパがIASBに提供する見解が首尾一貫したものになるよう、実務上可能な限り努める。<sup>44</sup>

### ii. 仏

<sup>42</sup> HGB342条(2)、Annual Report 2010 DRSC 61 ページ

<sup>43</sup> EFRAG ウェブサイトの News Archive より。

<sup>44</sup> PROACTIVE ACCOUNTING ACTIVITIES IN EUROPE EFRAG and the National Standard Setters June 2005

ANC の活動内容は、以下とおりに定められている<sup>45</sup>。

- フランス会計基準に準拠した財務諸表の作成が義務付けられる個別企業又は法人に対する一般的及び業種別の会計規則を定義する。
- 当局が上記の個別企業又は法人に対して公表する会計に関する取り扱いを含む全ての規則等に対して助言を行う。
- ANC 独自の判断又は経済担当大臣の要請に基づき、国際会計基準の開発に関する提案及び意見書を発行する。
- 会計理論及び方法論に関する活動の調整及び取りまとめを行う。また、研究、調査等に基づき提案を行う。

更に、ANC の設立目的として、特に IFRS に関連した国際的な議論に影響力を行使するために、多様な専門性を結集することを可能とすることであるとされており、欧州レベル・国際レベルでフランスの威信と存在を高めるための取り組みは以下のようなものを含むとされている<sup>46</sup>。

- IASB が発行するディスカッション・ペーパー、公開草案等に対して意見発信する。
- IASB、NSS、EFRAG(特に TEG) が主催するミーティングに参加する。
- ANC を通じて IASCF/IASB、EFRAG といった国際基準設定に関与する機関に資金拠出を行う。
- ANC や EFRAG のリサーチ活動を進展させる。<sup>47</sup>

### iii. 独

ドイツ商法典において、DRSC の任務は以下のとおり定められている。<sup>48</sup>

- 連結会計原則の適用のための指針の開発
  - 会計規定の立法化に際する連邦司法省への助言
  - 国際会計基準の設定主体に対してドイツ連邦共和国を代表する
  - HGB315 条(1)の定める範囲内において、国際財務報告基準の解釈を開発する
- 
- BilMoG により、DRSC の新たな役割として上記の「国際財務報告基準の解釈の開発」が明示的に加えられたが、以前から DRSC が行っていたことを明示しただけで、なんら DRSC のスタンスを変えるものではない(DRSC)。
  - DRSC は以下の方法・チャネルを通じて、IASB による IFRS の基準設定に多面

<sup>45</sup> 2009 年 1 月 22 日 布令

<sup>46</sup> Mission and Organization

<sup>47</sup> ANC ウェブサイト「Missions et Organisation」より。

[http://www.anc.gouv.fr/sections/l\\_anc/presentation\\_detail/plaquette\\_anglaise\\_j/downloadFile/file/Plaquette\\_anglaise\\_juillet\\_2011.pdf?nocache=1312196505.6](http://www.anc.gouv.fr/sections/l_anc/presentation_detail/plaquette_anglaise_j/downloadFile/file/Plaquette_anglaise_juillet_2011.pdf?nocache=1312196505.6)

<sup>48</sup> HGB342 条(1)

的に意見を発信している(DRSC)。

- ・ IASB に対してコメントレターを送付する。
- ・ IASB のアウトリーチ、ラウンドテーブルをドイツで開催する。
- ・ IFRS 諮問会議(IFRS AC)に参加し、発言する。
- ・ IFRS の公開草案に対するコメント等について公開討論会を3ヶ月に1回程度開催する。当該公開討論会には IASB のスタッフメンバー・ボードメンバーに出席してもらい、ドイツの意見を伝達する。誰でも出席可能であり、100 人程度集まる場合もある。
- ・ イタリア、フランス、ドイツ、イギリスの基準設定主体や EFRAG の議長とともに IASB を訪問し、議論をする。
- ・ IASB/IFRS IC のドイツ人メンバーとの意見交換を通じて、ドイツの意見を IFRS の基準設定プロセスに発信していく。

#### iv. 業界団体

なお、IFRS への意見発信については、基準設定主体の他、業界団体単位のものが行われている。

- Business Europe、国際作成者フォーラムの活動に加え、製薬、銀行、保険、ソフトウェア、オイル・ガス、テレコム等の業種で各国の同業他社との連携が行われている(ACTEO)。

### 3. その他

フランスの基準設定主体(ANC)からは、各国がより積極的にIASBの基準設定に参画することを望む声が聞かれた。

- 基準設定プロセスの問題はロンドンの IASB からトップダウンで基準が設定されている点にある。各国基準設定主体からのボトムアップのプロセスへ変えられるべきである(ANC)。

以上

(参考資料 1)フランス会計基準、ドイツ会計基準と IFRS の主要な差異

i. 仏

フランス会計基準と IFRS の主要な差異(EY フランス との議論を踏まえ作成)。

項目	フランス会計基準		IFRS
	単体	連結	
税効果会計	ごく少数の特定取引に関するもの以外は計上しない(禁止されているわけではないが、計上している企業はほとんどない)	一時差異について繰延税金資産/負債が計上される(但し、単独で売却することができない非償却無形資産を除く)	一時差異について繰延税金資産/負債が計上される
ファイナンス・リース借手の会計処理	資産計上せず、賃借料として費用計上する	資産計上することが標準処理とされるが、賃借料として費用計上すること容認される	資産計上される
のれんの償却と減損	取得されたのれんは事後測定に基づく減損のみ実施する	償却対象資産(規則的償却に加えて特別償却もある)	減損のみ実施する
退職後給付会計	債務の引当金計上が標準処理とされるが、計上しないことも容認される 標準処理の際の数理計算上の差異は遅延認識または即時認識(IFRS と違い純損益のみ)される	債務の引当金計上が標準処理とされるが、計上しないことも容認される 標準処理の際の数理計算上の差異は遅延認識または即時認識(IFRS と違い純損益のみ)される	債務の引当金を計上する 数理計算上の差異は遅延認識または即時認識であり、即時認識の際は純損益とその他包括利益を選択できる
工事契約の収益認識基準	進行基準が標準処理とされるが、完成基準の適用も容認される	進行基準が標準処理とされるが、完成基準の適用も容認される	進行基準により計上する
開発費用の資産計上	資産計上が標準処理とされるが、費用処理も容認される	資産計上が標準処理とされるが、費用処理も容認される	資産計上する

企業結合の会計処理	—	パーチェス法(一定の状況下では持分プーリング法が適用される) なお、IFRS3号とは内容が異なる。	パーチェス法
金融商品の時価評価	有価証券は保有目的に応じて4区分に分類されるが、いずれも低価法で評価される(IAS36号の利用価値に類似)	有価証券は保有目的に応じて4区分に分類されるが、いずれも低価法で評価される(IAS36号の利用価値に類似)	売買目的有価証券(差額は純損益に計上)とその他の有価証券(差額はその他包括利益に計上)を時価評価する
有形固定資産の減価償却	経済的実態を反映する。但し、税務上の増加償却を特別損失で計上することが認められている(貸借対照表上は自己資本の部に表示される規定引当金として計上)	経済的実態を反映する。	経済的実態を反映する
固定資産の事後評価	取得原価モデル 但し、定期的に行う義務はないが、有形と財務固定資産全てを同時に再評価することは可能	同左	取得原価モデルと再評価モデルの選択制

## ii. 独

ドイツ会計基準とIFRSの主要な差異(DRSCとの議論を踏まえ作成)。

項目	ドイツ会計基準	IFRS
開発費用の資産計上	資産計上あるいは費用処理の選択適用	資産計上する
のれんの償却と減損	見積経済耐用年数で償却 減損も実施する	減損のみ実施する

ファイナンス・リース借手の会計処理	資産計上される(ただし、税法通達及び租税裁判所の判例に従って、オフバランスとされる範囲は広い)	資産計上される
金融商品の時価評価	1年基準で流動資産と固定資産に分類し、流動資産は低価法、固定資産は償却原価評価(銀行の保有する有価証券には独自の規定あり)	売買目的有価証券(評価差額は純損益計上)とその他の有価証券(評価差額はその他の包括利益計上)を時価評価
退職給付会計	債務を引当金計上する(但し外部積み立てはオフバランスも可)  数理計算上の差異については即時認識(純損益)のみ	債務の引当金を計上する  数理計算上の差異は遅延認識または即時認識であり、即時認識の際は純損益とその他包括利益を選択できる
外貨建金銭債権債務の為替換算差損益	1年内決済のものは期末日レートで換算をし、換算差額は純損益に計上する。1年超のものは換算換えをしない(但し、著しい相場変動による減損あり)。	期末日レートで換算し、換算差損益を純損益として認識する
税効果会計	一時差異について繰延税金資産/負債が計上されるが、繰延税金資産の計上は任意で、繰延税金負債は計上を強制である	一時差異について繰延税金資産/負債が計上される
工事契約の収益認識基準	完成基準により計上する(但し、分割検収も認められるケースがある)。	進行基準により計上する
有形固定資産の減価償却	経済的実態を反映(税務上、減価償却費の損金経理要件なし)	経済的実態を反映
有形固定資産の事後評価	取得原価モデルのみ	原価モデルと再評価モデルの選択性

(参考資料 2) フランスの減価償却

減価償却における損金経理規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損金経理規定が存在し、会計上の減価償却計算を限度とした減価償却費の損金算入が認められる。</li> <li>・ 実務では多くの企業が税法上の減価償却と会計(連結・単体)上の減価償却を一致させている。</li> </ul>
法定耐用年数	<p>資産の種類ごとにレンジで法定耐用年数が定められている。</p> <p>(例)機械 5～10年</p>
通常の税務会計上の減価償却における法定耐用年数以外の年数に基づく減価償却	<p>(原則)法定耐用年数に従う。</p> <p>(例外1)実態に即した耐用年数が法定耐用年数と異なる場合は実態に即した耐用年数を用いる。但し、税務当局に説明が必要。</p> <p>(例外2)上記例外1のケースであっても、実際の経済的耐用年数が税法上定められた期間に対して±20%の範囲にある場合は財務当局に対する説明は不要。</p>
コンポーネント・アカウントイング	<p>会計上は 2003 年改正で導入されたが、税務上は存在しない。</p>
加速償却	<p>政策目的に基づく加速償却が認められている。</p>
加速償却の会計処理	<p>加速償却に伴う償却費の増分を特別損失とする会計処理が会計上認められている。</p>

以上